

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月26日提出
【計算期間】	第8期(自 2024年5月28日至 2025年5月26日)
【ファンド名】	S m a r t - i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）
【発行者名】	りそなアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 西山 明宏
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【事務連絡者氏名】	石橋 里枝
【連絡場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【電話番号】	03-6704-3821
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
- 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
追加型投信	海 外	不動産投信	特殊型
	内 外	その他資産 ()	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリーファンド	あり	日経225
	年2回	日本			
	年4回	北米			
	年6回 (隔月)	欧州			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし	TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米			
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))		アフリカ			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			その他 (FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース))
		エマージング			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 公債))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

- 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ② 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③ 北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④ 欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑤ アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥ オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦ 中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧ アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨ 中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩ エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ① ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ② ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ① 為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ② 為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ① 日経225
- ② TOPIX
- ③ その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ① ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ② 条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④ その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色



日本を除く先進国の債券を実質的な主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)」は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。



RM先進国債券マザーファンドを通じて、日本を除く先進国の債券への投資を行います。

● FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)、海外の債券先物取引を活用することがあります。



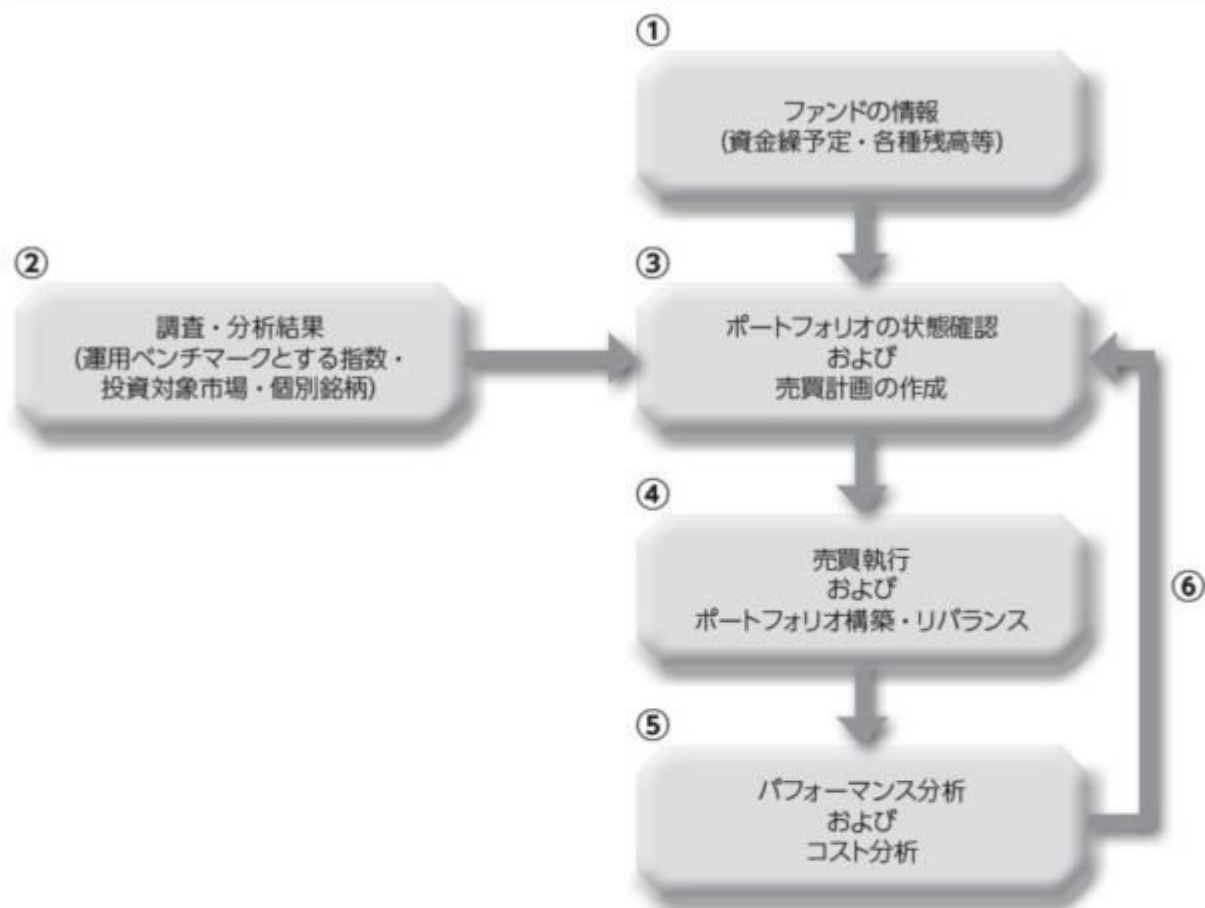
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。



購入時手数料のないノーロード型のファンドです。

● 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

■運用プロセスのイメージ



- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

Ⅰ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



Ⅱ 主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

Ⅲ 分配方針

原則、毎年5月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保金は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

Ⅳ マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）」は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、米ドルベース）をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE世界国債インデックス（除く日本、米ドルベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

- ④ 信託金限度額
 - ・ 3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

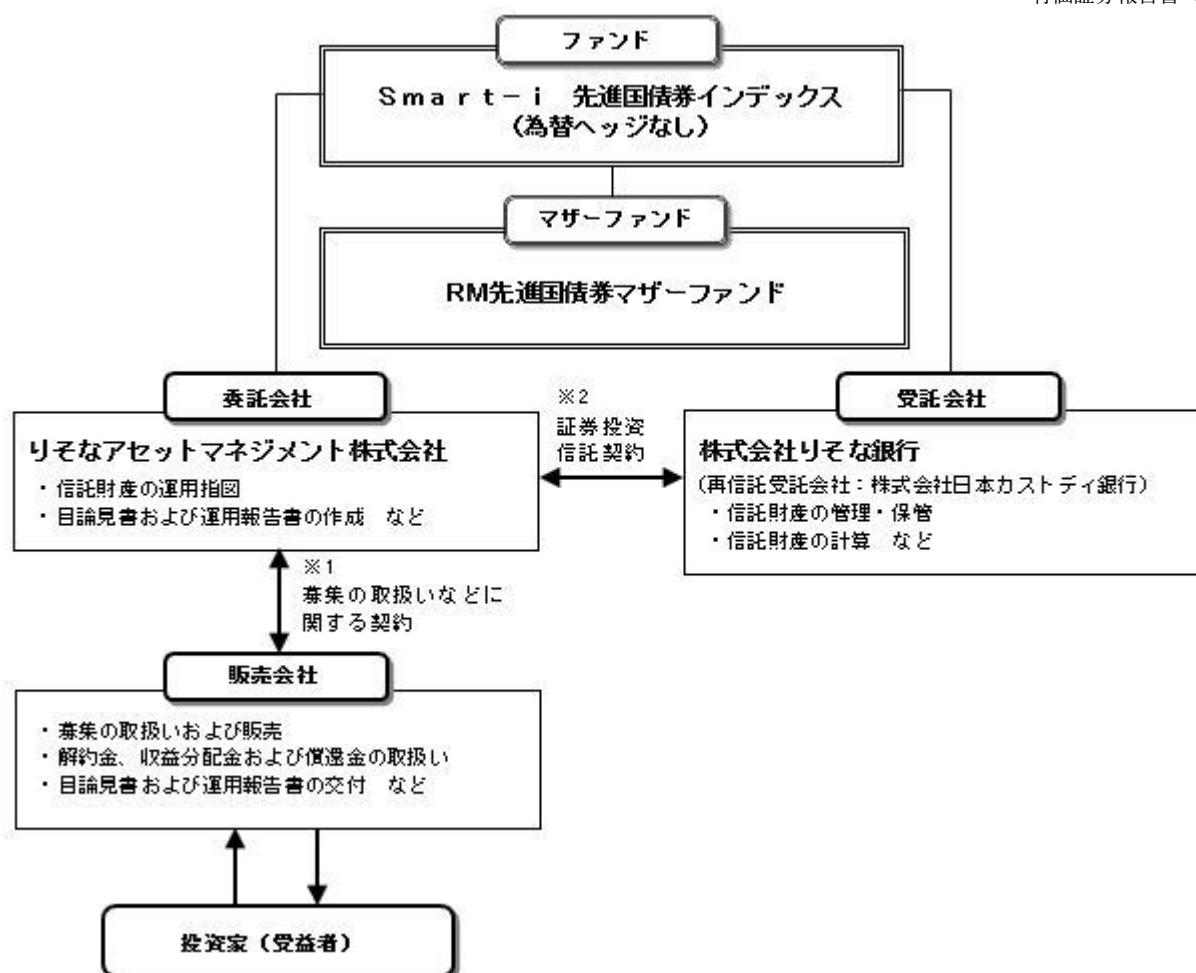
（２）【ファンドの沿革】

2017年8月29日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

- ① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年5月末現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

2015年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立

2020年1月1日：株式会社りそな銀行の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）、海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

RM先進国債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の債券に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り。）

ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM先進国債券マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) コマーシャル・ペーパー

8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの

9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り。）

13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって15) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに8) および13) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに10) の証券のうち投資法人債券ならびに8) および13) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9) の証券および10) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

《参考情報》

◆投資対象とするマザーファンドの概要

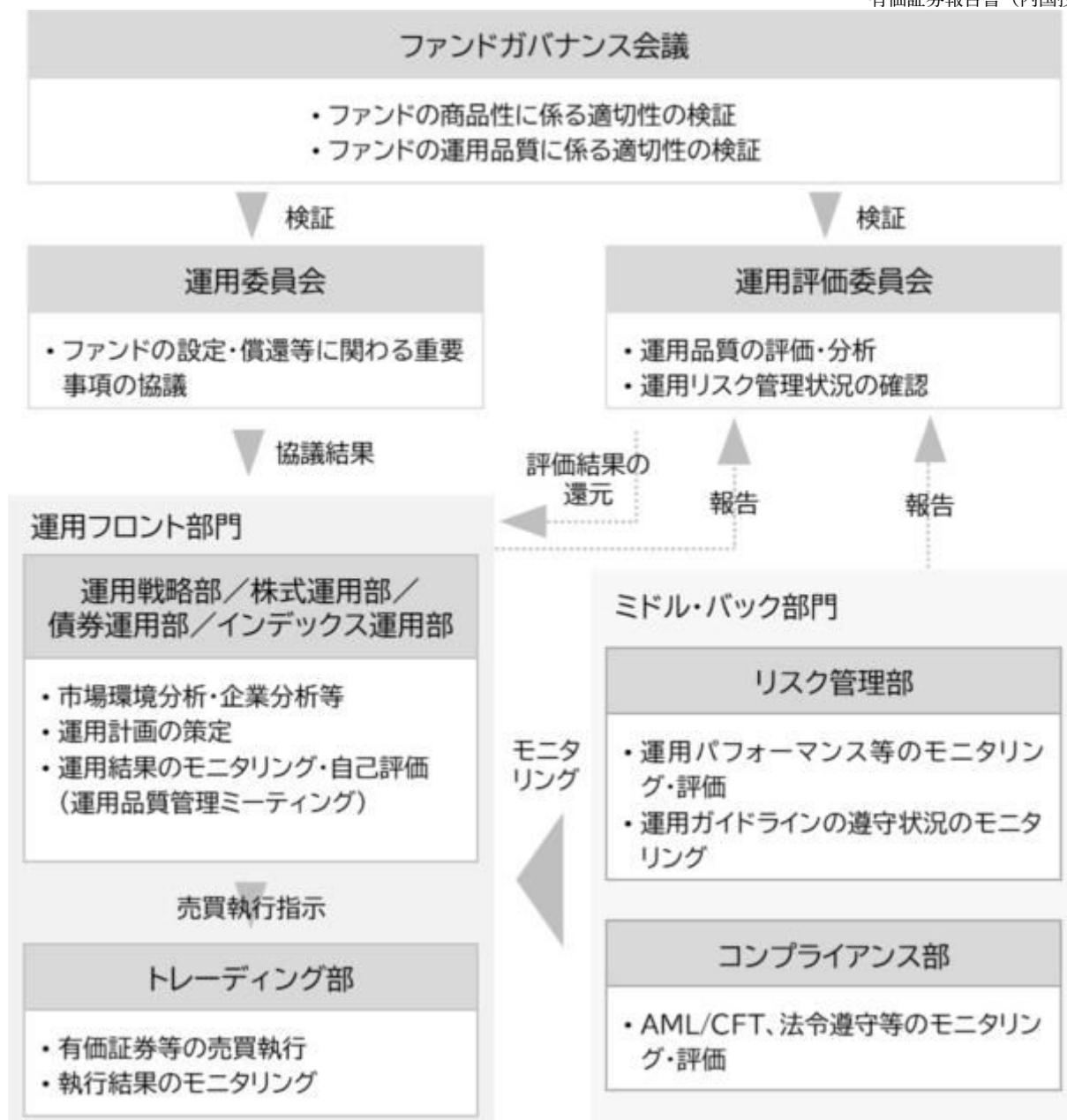
<RM先進国債券マザーファンド>

運用の基本方針

基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券
投資方針	① 主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券またはE T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

（３）【運用体制】

- ① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は3名程度、運用委員会は5名程度、運用評価委員会は6名程度で構成されています。

- ② りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2025年5月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 投資する株式の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、8)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ8)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」

といひます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貨付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ8)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

9) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といひます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といひます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といひます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といひます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といひます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といひます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 前記3.および4.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 13) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 14) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

- ・金利（債券価格）変動リスク
金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。
- ・為替変動リスク
為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ① 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。

・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

（２）リスク管理体制

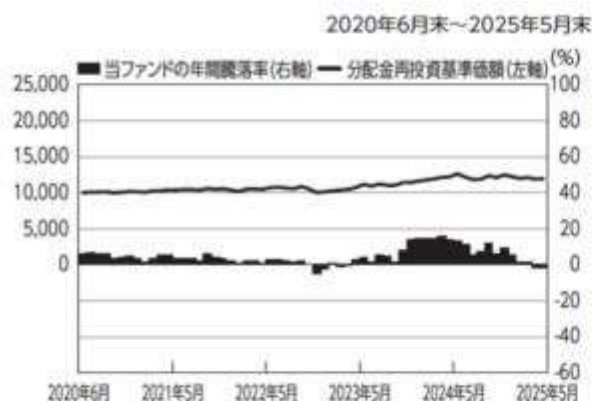
○委託会社における投資リスクに対する管理体制

- ①運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。
 - ②運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。
- 運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取締役会等に報告します。

※上記体制は2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

【参考情報】

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



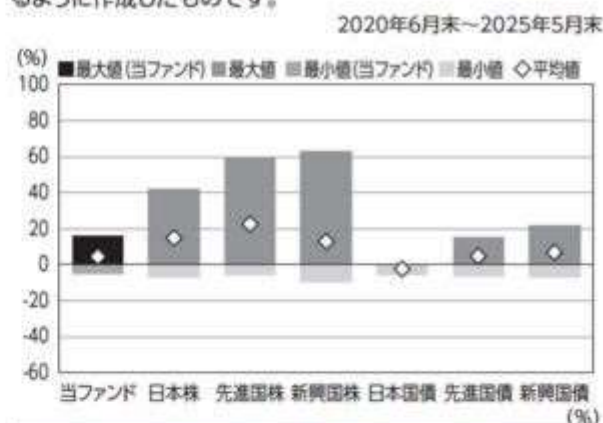
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	16.0	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△4.9	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	4.7	15.0	22.7	13.1	△2.1	5.0	7.0

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資利権をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケットベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.187%（税抜0.170%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.075%	0.075%	0.020%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ② 有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。また、外貨建資産の保管等に要する費用は海外の保管機関に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金利息は信託財産中から都度支払われます。
- ④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。
- ⑤ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができません（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）

※これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

- 上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。
- 上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜確定拠出年金の場合＞

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

＜確定拠出年金でない場合＞

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地

方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限りま)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限りま)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

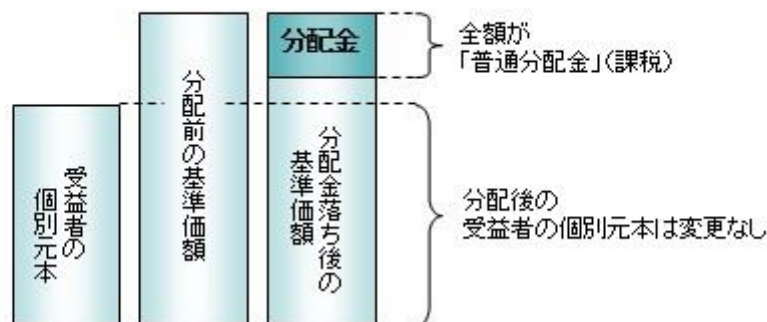
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

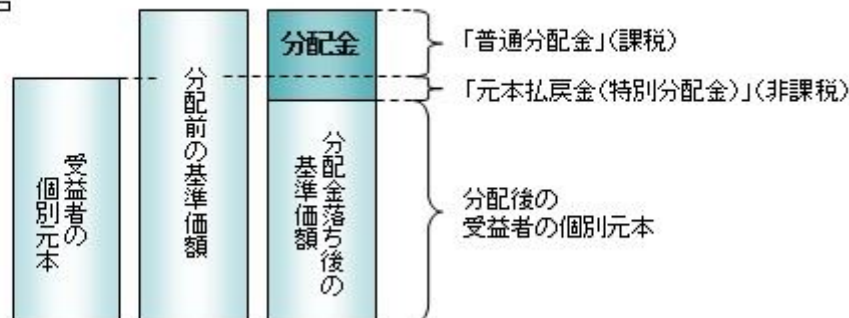
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年5月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

【参考情報】ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①	②
	運用管理費用の比率	その他費用の比率
0.22%	0.18%	0.04%

※対象期間は2024年5月28日～2025年5月26日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【Smart-i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2025年 5月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,071,360,355	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	10,296,210	0.15
合計（純資産総額）		7,081,656,565	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	5,578,982,529	1.2532	6,991,580,906	1.2675	7,071,360,355	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.85
合 計	99.85

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年 5月25日)	0.34	0.34	0.9852	0.9852
第2計算期間末 (2019年 5月27日)	49	49	1.0065	1.0065
第3計算期間末 (2020年 5月25日)	280	280	1.0573	1.0573

第4計算期間末	(2021年 5月25日)	771	771	1.1113	1.1113
第5計算期間末	(2022年 5月25日)	1,176	1,176	1.1186	1.1186
第6計算期間末	(2023年 5月25日)	1,969	1,969	1.1526	1.1526
第7計算期間末	(2024年 5月27日)	6,157	6,157	1.3249	1.3249
第8計算期間末	(2025年 5月26日)	6,941	6,941	1.2769	1.2769
	2024年 5月末日	6,182	—	1.3175	—
	6月末日	6,584	—	1.3631	—
	7月末日	6,456	—	1.3127	—
	8月末日	6,367	—	1.2791	—
	9月末日	6,425	—	1.2812	—
	10月末日	6,751	—	1.3347	—
	11月末日	6,736	—	1.3072	—
	12月末日	6,985	—	1.3478	—
	2025年 1月末日	6,938	—	1.3204	—
	2月末日	6,809	—	1.2939	—
	3月末日	6,993	—	1.3072	—
	4月末日	6,925	—	1.2842	—
	5月末日	7,081	—	1.2914	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 8月29日～2018年 5月25日	0.0000
第2期	2018年 5月26日～2019年 5月27日	0.0000
第3期	2019年 5月28日～2020年 5月25日	0.0000
第4期	2020年 5月26日～2021年 5月25日	0.0000
第5期	2021年 5月26日～2022年 5月25日	0.0000
第6期	2022年 5月26日～2023年 5月25日	0.0000
第7期	2023年 5月26日～2024年 5月27日	0.0000
第8期	2024年 5月28日～2025年 5月26日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 8月29日～2018年 5月25日	△1.48
第2期	2018年 5月26日～2019年 5月27日	2.16
第3期	2019年 5月28日～2020年 5月25日	5.05
第4期	2020年 5月26日～2021年 5月25日	5.11
第5期	2021年 5月26日～2022年 5月25日	0.66
第6期	2022年 5月26日～2023年 5月25日	3.04
第7期	2023年 5月26日～2024年 5月27日	14.95
第8期	2024年 5月28日～2025年 5月26日	△3.62

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 8月29日～2018年 5月25日	409,107	56,218
第2期	2018年 5月26日～2019年 5月27日	55,151,809	5,879,001
第3期	2019年 5月28日～2020年 5月25日	268,028,176	52,541,876
第4期	2020年 5月26日～2021年 5月25日	610,613,716	181,824,536
第5期	2021年 5月26日～2022年 5月25日	569,338,224	211,815,107
第6期	2022年 5月26日～2023年 5月25日	1,074,133,860	416,814,543
第7期	2023年 5月26日～2024年 5月27日	3,649,948,177	711,700,065
第8期	2024年 5月28日～2025年 5月26日	1,558,183,094	768,944,076

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

RM先進国債券マザーファンド

以下の運用状況は2025年 5月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	15,534,175,442	45.41
	カナダ	661,311,885	1.93
	メキシコ	251,654,082	0.74
	ドイツ	1,978,947,309	5.78
	イタリア	2,332,976,722	6.82
	フランス	2,490,914,083	7.28
	オランダ	437,040,062	1.28
	スペイン	1,552,019,236	4.54
	ベルギー	531,927,034	1.55
	オーストリア	382,009,651	1.12
	フィンランド	178,258,496	0.52
	アイルランド	174,442,726	0.51
	ポルトガル	211,168,099	0.62
	イギリス	1,870,123,895	5.47
	スウェーデン	60,833,915	0.18
	ノルウェー	52,658,609	0.15
	デンマーク	72,308,201	0.21
	ポーランド	203,068,809	0.59
	オーストラリア	399,635,845	1.17
	ニュージーランド	97,135,199	0.28
	シンガポール	132,263,198	0.39
	マレーシア	170,561,321	0.50
	中国	3,862,665,949	11.29

		イスラエル	116,313,743	0.34
		小計	33,754,413,511	98.66
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—		456,842,302	1.34
合計（純資産総額）			34,211,255,813	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	12,769.90	191,548,518	12,858.38	192,875,719	1.500	2030/2/15	0.56
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,210,000	13,745.20	166,316,979	14,018.05	169,618,430	4.000	2034/2/15	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,170,000	14,129.47	165,314,831	14,388.12	168,341,050	4.375	2034/5/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,090,000	14,894.96	162,355,144	14,617.41	159,329,840	4.625	2035/2/15	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,140,000	13,448.75	153,315,796	13,733.96	156,567,202	2.625	2029/2/15	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,260,000	11,755.19	148,115,401	12,119.64	152,707,494	1.375	2031/11/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,110,000	12,934.61	143,574,251	13,236.04	146,920,044	2.875	2032/5/15	0.43
中国	国債証券	GOV OF CHINA	6,900,000	2,124.41	146,584,403	2,115.77	145,988,319	2.800	2030/3/25	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,010,000	14,284.52	144,273,732	14,418.19	145,623,723	4.000	2027/12/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,040,000	13,668.77	142,155,248	13,956.79	145,150,667	3.875	2033/8/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,050,000	13,631.68	143,132,667	13,816.85	145,077,018	0.625	2026/7/31	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	990,000	13,981.65	138,418,335	14,208.28	140,662,034	4.250	2034/11/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,160,000	11,744.10	136,231,654	12,121.04	140,604,151	1.250	2031/8/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	13,773.58	137,735,855	13,942.14	139,421,429	0.750	2026/4/30	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	960,000	13,626.34	130,812,898	13,807.02	132,547,431	1.250	2026/11/30	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	960,000	13,359.67	128,252,912	13,664.27	131,177,068	3.500	2033/2/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	14,501.08	130,509,801	14,508.67	130,578,041	4.250	2028/2/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	14,371.41	129,342,726	14,417.34	129,756,127	4.000	2028/2/29	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	930,000	13,256.55	123,285,939	13,558.34	126,092,584	2.375	2029/5/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	860,000	14,204.91	122,162,264	14,469.89	124,441,086	4.125	2029/11/30	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	13,601.88	122,417,008	13,821.91	124,397,250	3.875	2034/8/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	880,000	13,913.24	122,436,516	14,042.91	123,577,644	1.625	2026/5/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	11,867.02	118,670,271	12,262.10	122,621,076	1.125	2031/2/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	840,000	14,086.05	118,322,846	14,280.78	119,958,580	3.625	2028/3/31	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	960,000	12,140.18	116,545,821	12,445.31	119,475,040	1.875	2032/2/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	840,000	13,899.75	116,757,923	14,200.98	119,288,237	3.750	2030/6/30	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	820,000	14,449.66	118,487,228	14,522.43	119,084,007	4.500	2027/4/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	810,000	14,469.00	117,198,948	14,492.09	117,385,949	4.625	2026/10/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	820,000	14,037.55	115,107,914	14,291.18	117,187,677	4.125	2032/11/15	0.34
フランス	国債証券	GOV OF FRANCE	740,000	15,384.25	113,843,480	15,711.99	116,268,759	0.750	2028/5/25	0.34

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	98.66
合 計	98.66

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

2025年5月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2021年5月25日	0円
2022年5月25日	0円
2023年5月25日	0円
2024年5月27日	0円
2025年5月26日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
債券	98.7%
先物	—
現金等	1.3%
合計	100.0%

■通貨別資産配分

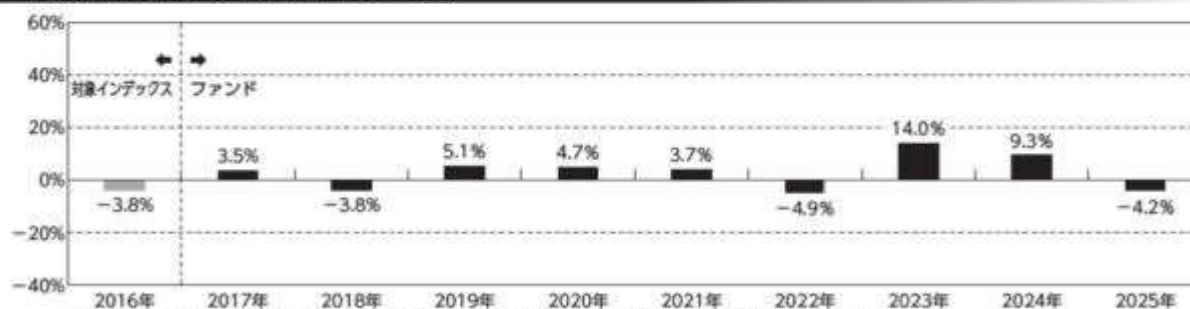
通貨	組入比率
米ドル	45.4%
ユーロ	30.0%
中国元	11.3%
英ポンド	5.5%
カナダドル	1.9%
その他	5.9%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	クーポン	償還日	組入比率
1	US TREASURY N/B	アメリカ	1.500%	2030/2/15	0.6%
2	US TREASURY N/B	アメリカ	4.000%	2034/2/15	0.5%
3	US TREASURY N/B	アメリカ	4.375%	2034/5/15	0.5%
4	US TREASURY N/B	アメリカ	4.625%	2035/2/15	0.5%
5	US TREASURY N/B	アメリカ	2.625%	2029/2/15	0.5%
6	US TREASURY N/B	アメリカ	1.375%	2031/11/15	0.4%
7	US TREASURY N/B	アメリカ	2.875%	2032/5/15	0.4%
8	GOV OF CHINA	中国	2.800%	2030/3/25	0.4%
9	US TREASURY N/B	アメリカ	4.000%	2027/12/15	0.4%
10	US TREASURY N/B	アメリカ	3.875%	2033/8/15	0.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2016年は、対象インデックス(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース))の年間騰落率です。
・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・2017年は8月29日から12月末までの騰落率です。2025年は5月末までの騰落率です。
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ・ロンドン証券取引所の休業日
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (7) 申込単位
販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ・ロンドン証券取引所の休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税は

かかりません。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

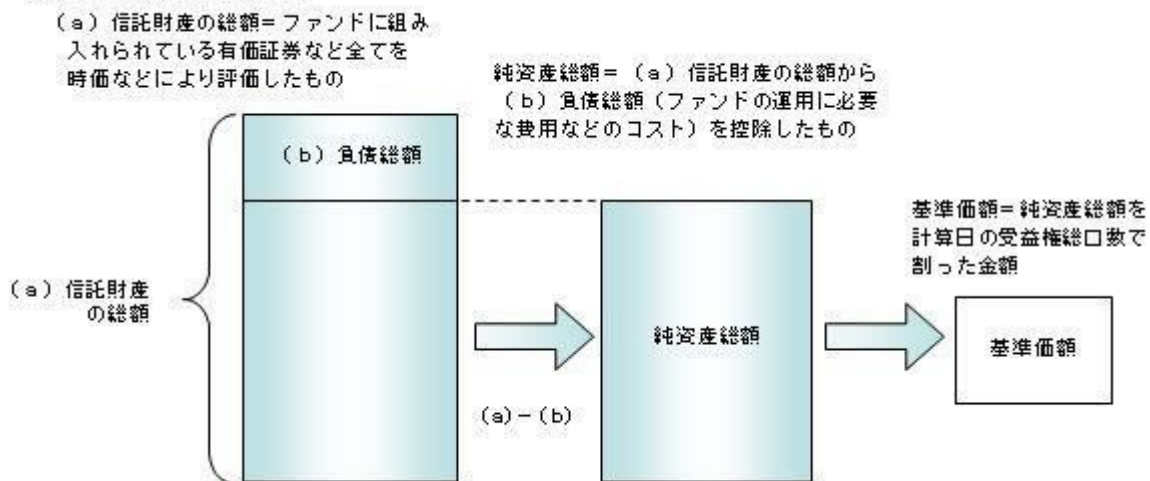
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2017年8月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

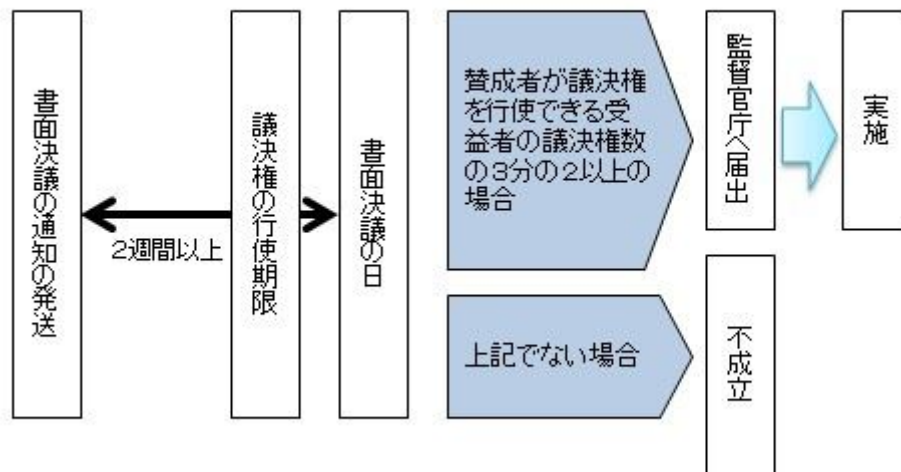
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



- ⑤ 公告
公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>
- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2024年 5月28日から2025年 5月26日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【Smart-i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 2024年 5月27日現在	第8期 2025年 5月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,971,885	19,928,938
親投資信託受益証券	6,147,903,171	6,931,388,978
未収利息	4	191
流動資産合計	6,163,875,060	6,951,318,107
資産合計	6,163,875,060	6,951,318,107
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,477,253	3,054,920
未払受託者報酬	496,224	749,319
未払委託者報酬	3,721,655	5,619,843
その他未払費用	151,249	228,447
流動負債合計	6,846,381	9,652,529
負債合計	6,846,381	9,652,529
純資産の部		
元本等		
元本	4,646,991,723	5,436,230,741
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,510,036,956	1,505,434,837
（分配準備積立金）	524,691,825	626,450,081
元本等合計	6,157,028,679	6,941,665,578
純資産合計	6,157,028,679	6,941,665,578
負債純資産合計	6,163,875,060	6,951,318,107

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2023年 5月26日 至 2024年 5月27日	第8期 自 2024年 5月28日 至 2025年 5月26日
営業収益		
受取利息	252	33,416
有価証券売買等損益	520,017,268	△244,194,193
営業収益合計	520,017,520	△244,160,777
営業費用		
支払利息	8,155	-
受託者報酬	760,962	1,469,917
委託者報酬	5,707,173	11,024,288
その他費用	232,324	448,126
営業費用合計	6,708,614	12,942,331
営業利益又は営業損失（△）	513,308,906	△257,103,108
経常利益又は経常損失（△）	513,308,906	△257,103,108
当期純利益又は当期純損失（△）	513,308,906	△257,103,108
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	36,979,817	△10,990,934
期首剰余金又は期首欠損金（△）	260,703,892	1,510,036,956
剰余金増加額又は欠損金減少額	902,685,363	491,087,599
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	902,685,363	491,087,599
剰余金減少額又は欠損金増加額	129,681,388	249,577,544
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	129,681,388	249,577,544
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,510,036,956	1,505,434,837

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月26日から翌年5月25日までとなっております。ただし、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年 5月28日から2025年 5月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2024年 5月27日現在	第8期 2025年 5月26日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,708,743,611円	期首元本額 4,646,991,723円
期中追加設定元本額 3,649,948,177円	期中追加設定元本額 1,558,183,094円
期中一部解約元本額 711,700,065円	期中一部解約元本額 768,944,076円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 4,646,991,723口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 5,436,230,741口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.3249円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.2769円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (13,249円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (12,769円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2023年 5月26日 至 2024年 5月27日	第8期 自 2024年 5月28日 至 2025年 5月26日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 88,927,402円	A 費用控除後の配当等収益額 175,293,123円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 387,401,687円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 985,345,131円	C 収益調整金額 878,984,756円
D 分配準備積立金額 48,362,736円	D 分配準備積立金額 451,156,958円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 1,510,036,956円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 1,505,434,837円
F 当ファンドの期末残存口数 4,646,991,723口	F 当ファンドの期末残存口数 5,436,230,741口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 3,249円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 2,769円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2023年 5月26日 至 2024年 5月27日	第8期 自 2024年 5月28日 至 2025年 5月26日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2024年 5月27日現在	第8期 2025年 5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左

2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
--	--

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2023年 5月26日 至 2024年 5月27日	第8期 自 2024年 5月28日 至 2025年 5月26日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2023年 5月26日 至 2024年 5月27日	第8期 自 2024年 5月28日 至 2025年 5月26日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	515,455,318	△226,243,859
合計	515,455,318	△226,243,859

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	5,530,951,946	6,931,388,978	
合計		5,530,951,946	6,931,388,978	

（注）券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「RM先進国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

RM先進国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年 5月26日現在

資産の部	
流動資産	
預金	129,044,297
コール・ローン	94,126,972
国債証券	33,062,757,086
未収利息	270,365,794
前払費用	27,160,954
流動資産合計	33,583,455,103
資産合計	
33,583,455,103	
負債の部	
流動負債	
未払金	21,494,401
流動負債合計	21,494,401
負債合計	
21,494,401	
純資産の部	
元本等	
元本	26,781,555,995
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6,780,404,707
元本等合計	33,561,960,702
純資産合計	
33,561,960,702	
負債純資産合計	
33,583,455,103	

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2025年 5月26日現在

1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 5月28日
期首元本額	32,888,420,331円
期中追加設定元本額	12,663,230,974円
期中一部解約元本額	18,770,095,310円
期末元本額	26,781,555,995円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド（安定型）	866,382,693円
りそなラップ型ファンド（安定成長型）	1,488,537,516円
りそなラップ型ファンド（成長型）	1,053,721,842円
DCりそな グローバルバランス	59,529,991円
つみたてバランスファンド	2,586,438,120円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	1,529,638,288円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	492,994,032円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	153,763,364円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	307,904,485円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	91,462,898円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	20,485,074円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	28,950,032円

りそな つみたてラップ型ファンド（安定型）	122,667,154円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定成長型）	83,278,293円
りそな つみたてラップ型ファンド（成長型）	54,545,586円
ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）	5,640,291円
ターゲットリターンバランスファンド（目標3%）	2,573,480円
ターゲットリターンバランスファンド（目標4%）	8,311,750円
ターゲットリターンバランスファンド（目標5%）	3,479,652円
ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）	6,033,441円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	261,013円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035（運用継続型）	187,738円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040（運用継続型）	134,053円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045（運用継続型）	69,937円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050（運用継続型）	21,346円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055（運用継続型）	30,331円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060（運用継続型）	8,807円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065（運用継続型）	3,648円
FWりそな先進国債券アクティブファンド	23,766,120円
FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド	34,952,805円
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）	7,049,274,029円
Smart-i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）	5,530,951,946円
Smart-i 8資産バランス 安定型	537,159,163円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	343,065,154円
Smart-i 8資産バランス 成長型	73,961,413円
りそなFT 先進国債券インデックス（適格機関投資家専用）	1,000,886,864円
りそなVI グローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	1,478,672円
りそなVI グローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	4,135,944円
りそなVI グローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	23,196,250円
りそなFT パッシブバランスI（適格機関投資家専用）	1,007,919,829円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	31,053,867円
りそなFT パッシブバランスII（適格機関投資家専用）	624,129,887円
りそなFT マルチアセットファンドII（適格機関投資家専用）	347,371,809円
りそなFT パッシブバランス202307（適格機関投資家専用）	1,181,197,388円
2. 計算日における受益権の総数	26,781,555,995口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2532円
(10,000口当たり純資産額)	(12,532円)

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

2025年 5月26日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2025年 5月26日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

2025年 5月26日現在

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2025年 5月26日現在
	損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	96,356,966
合計	96,356,966

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	1,000,000.00	969,077.15	
		US TREASURY N/B	700,000.00	704,283.30	
		US TREASURY N/B	880,000.00	858,862.64	
		US TREASURY N/B	470,000.00	460,605.63	
		US TREASURY N/B	340,000.00	328,595.10	
		US TREASURY N/B	420,000.00	419,902.97	
		US TREASURY N/B	450,000.00	439,203.67	
		US TREASURY N/B	80,000.00	77,229.08	
		US TREASURY N/B	670,000.00	673,358.26	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,390.06	
		US TREASURY N/B	520,000.00	506,642.36	
		US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,008,097.99	
		US TREASURY N/B	320,000.00	310,167.94	
		US TREASURY N/B	400,000.00	401,186.66	
		US TREASURY N/B	320,000.00	309,374.78	
		US TREASURY N/B	630,000.00	604,196.56	
		US TREASURY N/B	510,000.00	507,718.80	
		US TREASURY N/B	420,000.00	422,781.60	
		US TREASURY N/B	400,000.00	387,337.20	
		US TREASURY N/B	410,000.00	392,960.60	
		US TREASURY N/B	810,000.00	815,842.45	

US TREASURY N/B	350,000.00	338,299.45	
US TREASURY N/B	470,000.00	450,955.53	
US TREASURY N/B	300,000.00	300,166.46	
US TREASURY N/B	430,000.00	417,398.07	
US TREASURY N/B	550,000.00	554,324.06	
US TREASURY N/B	300,000.00	289,380.48	
US TREASURY N/B	960,000.00	920,879.95	
US TREASURY N/B	490,000.00	492,323.39	
US TREASURY N/B	440,000.00	424,512.79	
US TREASURY N/B	400,000.00	382,889.40	
US TREASURY N/B	510,000.00	509,631.71	
US TREASURY N/B	650,000.00	623,493.62	
US TREASURY N/B	550,000.00	550,786.05	
US TREASURY N/B	340,000.00	330,080.67	
US TREASURY N/B	790,000.00	791,239.21	
US TREASURY N/B	430,000.00	409,074.13	
US TREASURY N/B	470,000.00	453,039.44	
US TREASURY N/B	260,000.00	261,069.40	
US TREASURY N/B	300,000.00	282,243.97	
US TREASURY N/B	380,000.00	369,978.21	
US TREASURY N/B	280,000.00	279,380.61	
US TREASURY N/B	820,000.00	827,461.91	
US TREASURY N/B	390,000.00	381,118.43	
US TREASURY N/B	580,000.00	562,431.81	
US TREASURY N/B	370,000.00	373,528.25	
US TREASURY N/B	290,000.00	270,641.53	
US TREASURY N/B	480,000.00	467,543.60	
US TREASURY N/B	290,000.00	293,718.67	
US TREASURY N/B	360,000.00	335,126.85	
US TREASURY N/B	490,000.00	483,134.40	
US TREASURY N/B	230,000.00	231,876.86	
US TREASURY N/B	480,000.00	444,222.67	
US TREASURY N/B	540,000.00	520,467.09	
US TREASURY N/B	500,000.00	497,705.79	
US TREASURY N/B	10,000.00	9,256.25	
US TREASURY N/B	510,000.00	500,867.67	
US TREASURY N/B	520,000.00	513,432.44	
US TREASURY N/B	870,000.00	800,779.10	
US TREASURY N/B	710,000.00	653,624.51	
US TREASURY N/B	310,000.00	311,137.45	
US TREASURY N/B	390,000.00	374,345.80	
US TREASURY N/B	700,000.00	644,723.58	
US TREASURY N/B	340,000.00	339,310.50	

US TREASURY N/B	1,010,000.00	1,011,210.16	
US TREASURY N/B	850,000.00	780,626.02	
US TREASURY N/B	210,000.00	211,475.37	
US TREASURY N/B	700,000.00	643,379.00	
US TREASURY N/B	500,000.00	494,285.45	
US TREASURY N/B	550,000.00	532,940.66	
US TREASURY N/B	900,000.00	906,786.46	
US TREASURY N/B	510,000.00	472,546.22	
US TREASURY N/B	900,000.00	900,988.21	
US TREASURY N/B	440,000.00	408,214.22	
US TREASURY N/B	840,000.00	832,823.08	
US TREASURY N/B	10,000.00	9,257.54	
US TREASURY N/B	780,000.00	770,172.28	
US TREASURY N/B	640,000.00	620,637.58	
US TREASURY N/B	570,000.00	526,481.38	
US TREASURY N/B	310,000.00	307,040.78	
US TREASURY N/B	610,000.00	562,238.65	
US TREASURY N/B	780,000.00	711,496.62	
US TREASURY N/B	610,000.00	589,885.99	
US TREASURY N/B	640,000.00	584,620.00	
US TREASURY N/B	350,000.00	354,170.43	
US TREASURY N/B	590,000.00	539,917.28	
US TREASURY N/B	400,000.00	408,034.06	
US TREASURY N/B	480,000.00	440,156.99	
US TREASURY N/B	600,000.00	616,835.66	
US TREASURY N/B	660,000.00	641,624.12	
US TREASURY N/B	510,000.00	468,794.87	
US TREASURY N/B	140,000.00	141,744.01	
US TREASURY N/B	720,000.00	657,429.37	
US TREASURY N/B	560,000.00	555,449.50	
US TREASURY N/B	470,000.00	434,078.36	
US TREASURY N/B	30,000.00	29,993.70	
US TREASURY N/B	1,140,000.00	1,086,275.67	
US TREASURY N/B	300,000.00	277,957.52	
US TREASURY N/B	300,000.00	302,499.28	
US TREASURY N/B	410,000.00	386,284.19	
US TREASURY N/B	480,000.00	481,919.76	
US TREASURY N/B	410,000.00	418,961.78	
US TREASURY N/B	930,000.00	874,613.62	
US TREASURY N/B	510,000.00	486,242.80	
US TREASURY N/B	100,000.00	101,750.68	
US TREASURY N/B	480,000.00	466,005.68	
US TREASURY N/B	670,000.00	675,515.76	

US TREASURY N/B	270,000.00	255,552.53	
US TREASURY N/B	250,000.00	249,685.83	
US TREASURY N/B	540,000.00	490,885.36	
US TREASURY N/B	360,000.00	347,235.77	
US TREASURY N/B	520,000.00	511,639.02	
US TREASURY N/B	350,000.00	347,662.32	
US TREASURY N/B	240,000.00	234,970.01	
US TREASURY N/B	470,000.00	469,112.01	
US TREASURY N/B	750,000.00	752,289.53	
US TREASURY N/B	310,000.00	281,541.60	
US TREASURY N/B	340,000.00	337,559.15	
US TREASURY N/B	860,000.00	862,746.43	
US TREASURY N/B	530,000.00	525,928.10	
US TREASURY N/B	490,000.00	478,273.83	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,336,706.37	
US TREASURY N/B	720,000.00	718,370.06	
US TREASURY N/B	450,000.00	441,115.71	
US TREASURY N/B	300,000.00	292,255.78	
US TREASURY N/B	120,000.00	131,614.03	
US TREASURY N/B	530,000.00	448,320.70	
US TREASURY N/B	130,000.00	128,036.23	
US TREASURY N/B	840,000.00	826,788.07	
US TREASURY N/B	800,000.00	670,371.50	
US TREASURY N/B	550,000.00	563,195.31	
US TREASURY N/B	410,000.00	424,682.85	
US TREASURY N/B	500,000.00	421,192.58	
US TREASURY N/B	220,000.00	222,580.25	
US TREASURY N/B	360,000.00	352,900.93	
US TREASURY N/B	380,000.00	377,065.12	
US TREASURY N/B	160,000.00	169,875.54	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	849,150.23	
US TREASURY N/B	30,000.00	30,141.07	
US TREASURY N/B	340,000.00	339,168.67	
US TREASURY N/B	750,000.00	767,301.51	
US TREASURY N/B	620,000.00	536,891.93	
US TREASURY N/B	430,000.00	439,777.48	
US TREASURY N/B	600,000.00	601,665.43	
US TREASURY N/B	30,000.00	29,864.13	
US TREASURY N/B	1,160,000.00	972,992.14	
US TREASURY N/B	640,000.00	623,575.18	
US TREASURY N/B	10,000.00	9,666.99	
US TREASURY N/B	440,000.00	437,278.33	
US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,056,603.84	

US TREASURY N/B	470,000.00	466,799.50	
US TREASURY N/B	500,000.00	503,238.03	
US TREASURY N/B	960,000.00	826,562.94	
US TREASURY N/B	500,000.00	495,688.91	
US TREASURY N/B	1,110,000.00	1,016,299.32	
US TREASURY N/B	540,000.00	488,160.51	
US TREASURY N/B	820,000.00	810,447.20	
US TREASURY N/B	960,000.00	906,995.26	
US TREASURY N/B	540,000.00	504,171.06	
US TREASURY N/B	1,040,000.00	1,003,253.85	
US TREASURY N/B	610,000.00	614,051.58	
US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,172,104.48	
US TREASURY N/B	1,170,000.00	1,163,062.37	
US TREASURY N/B	770,000.00	735,135.86	
US TREASURY N/B	990,000.00	971,449.00	
US TREASURY N/B	1,090,000.00	1,100,738.65	
US TREASURY N/B	80,000.00	80,204.22	
US TREASURY N/B	90,000.00	93,245.71	
US TREASURY N/B	30,000.00	29,119.16	
US TREASURY N/B	40,000.00	34,922.33	
US TREASURY N/B	140,000.00	132,027.50	
US TREASURY N/B	90,000.00	85,457.09	
US TREASURY N/B	190,000.00	185,173.00	
US TREASURY N/B	210,000.00	198,617.32	
US TREASURY N/B	220,000.00	131,261.53	
US TREASURY N/B	150,000.00	133,143.70	
US TREASURY N/B	510,000.00	300,878.94	
US TREASURY N/B	210,000.00	194,431.04	
US TREASURY N/B	290,000.00	177,651.50	
US TREASURY N/B	30,000.00	29,374.15	
US TREASURY N/B	620,000.00	410,295.81	
US TREASURY N/B	50,000.00	46,808.12	
US TREASURY N/B	420,000.00	293,690.55	
US TREASURY N/B	30,000.00	25,927.29	
US TREASURY N/B	830,000.00	529,141.85	
US TREASURY N/B	130,000.00	102,687.26	
US TREASURY N/B	390,000.00	257,909.48	
US TREASURY N/B	180,000.00	141,598.07	
US TREASURY N/B	300,000.00	209,928.12	
US TREASURY N/B	200,000.00	153,806.97	
US TREASURY N/B	610,000.00	486,839.54	
US TREASURY N/B	200,000.00	147,314.24	
US TREASURY N/B	270,000.00	218,670.85	

US TREASURY N/B	220,000.00	161,271.70	
US TREASURY N/B	150,000.00	132,212.00	
US TREASURY N/B	320,000.00	247,913.79	
US TREASURY N/B	220,000.00	190,180.63	
US TREASURY N/B	310,000.00	230,042.27	
US TREASURY N/B	440,000.00	379,457.77	
US TREASURY N/B	360,000.00	298,814.01	
US TREASURY N/B	190,000.00	175,052.30	
US TREASURY N/B	90,000.00	75,863.50	
US TREASURY N/B	500,000.00	482,987.23	
US TREASURY N/B	410,000.00	338,520.75	
US TREASURY N/B	130,000.00	121,376.81	
US TREASURY N/B	150,000.00	118,833.19	
US TREASURY N/B	410,000.00	388,584.66	
US TREASURY N/B	190,000.00	144,168.65	
US TREASURY N/B	350,000.00	309,590.18	
US TREASURY N/B	110,000.00	81,463.56	
US TREASURY N/B	160,000.00	151,348.47	
US TREASURY N/B	530,000.00	358,076.40	
US TREASURY N/B	10,000.00	7,363.95	
US TREASURY N/B	610,000.00	438,167.62	
US TREASURY N/B	10,000.00	7,318.99	
US TREASURY N/B	280,000.00	186,206.58	
US TREASURY N/B	110,000.00	72,911.78	
US TREASURY N/B	300,000.00	188,302.96	
US TREASURY N/B	10,000.00	7,070.86	
US TREASURY N/B	540,000.00	389,408.67	
US TREASURY N/B	160,000.00	115,067.48	
US TREASURY N/B	420,000.00	286,308.38	
US TREASURY N/B	400,000.00	285,173.13	
US TREASURY N/B	430,000.00	305,172.72	
US TREASURY N/B	480,000.00	364,617.79	
US TREASURY N/B	80,000.00	56,527.33	
US TREASURY N/B	420,000.00	288,917.08	
US TREASURY N/B	700,000.00	419,636.37	
US TREASURY N/B	40,000.00	24,606.39	
US TREASURY N/B	460,000.00	257,826.04	
US TREASURY N/B	580,000.00	264,651.12	
US TREASURY N/B	380,000.00	178,058.99	
US TREASURY N/B	680,000.00	341,166.30	
US TREASURY N/B	610,000.00	326,737.25	
US TREASURY N/B	340,000.00	206,165.06	
US TREASURY N/B	810,000.00	445,564.22	

	US TREASURY N/B	710,000.00	376,590.42	
	US TREASURY N/B	340,000.00	198,298.98	
	US TREASURY N/B	360,000.00	242,436.38	
	US TREASURY N/B	770,000.00	532,270.30	
	US TREASURY N/B	220,000.00	184,690.35	
	US TREASURY N/B	600,000.00	469,822.65	
	US TREASURY N/B	550,000.00	430,249.22	
	US TREASURY N/B	280,000.00	240,152.54	
	US TREASURY N/B	420,000.00	399,802.12	
	US TREASURY N/B	820,000.00	718,429.18	
	US TREASURY N/B	770,000.00	718,722.80	
	US TREASURY N/B	410,000.00	359,579.55	
	US TREASURY N/B	790,000.00	723,453.98	
	US TREASURY N/B	340,000.00	317,998.38	
	米ドル 小計	117,160,000.00	106,422,492.41 (15,190,746,566)	
カナダドル	GOV OF CANADA	140,000.00	141,715.07	
	GOV OF CANADA	70,000.00	69,198.30	
	GOV OF CANADA	180,000.00	182,802.23	
	GOV OF CANADA	140,000.00	137,127.52	
	GOV OF CANADA	190,000.00	191,512.51	
	GOV OF CANADA	210,000.00	211,063.17	
	GOV OF CANADA	170,000.00	165,823.86	
	GOV OF CANADA	140,000.00	140,153.94	
	GOV OF CANADA	110,000.00	106,413.79	
	GOV OF CANADA	110,000.00	110,081.53	
	GOV OF CANADA	160,000.00	163,146.13	
	GOV OF CANADA	30,000.00	29,348.56	
	GOV OF CANADA	160,000.00	162,150.99	
	GOV OF CANADA	220,000.00	228,911.28	
	GOV OF CANADA	120,000.00	133,176.10	
	GOV OF CANADA	250,000.00	256,007.08	
	GOV OF CANADA	40,000.00	38,899.77	
	GOV OF CANADA	270,000.00	267,793.52	
	GOV OF CANADA	280,000.00	257,742.10	
	GOV OF CANADA	300,000.00	261,889.23	
	GOV OF CANADA	280,000.00	255,930.64	
	GOV OF CANADA	250,000.00	226,290.29	
	GOV OF CANADA	200,000.00	185,585.80	
	GOV OF CANADA	160,000.00	152,554.43	
	GOV OF CANADA	70,000.00	82,149.71	
	GOV OF CANADA	160,000.00	154,545.08	
	GOV OF CANADA	170,000.00	169,825.42	

	GOV OF CANADA	50,000.00	50,801.02	
	GOV OF CANADA	280,000.00	273,482.44	
	GOV OF CANADA	250,000.00	248,248.72	
	GOV OF CANADA	190,000.00	188,012.08	
	GOV OF CANADA	40,000.00	46,160.59	
	GOV OF CANADA	70,000.00	74,224.17	
	GOV OF CANADA	80,000.00	79,348.30	
	GOV OF CANADA	90,000.00	77,708.96	
	GOV OF CANADA	330,000.00	237,965.18	
	GOV OF CANADA	260,000.00	173,442.36	
	GOV OF CANADA	280,000.00	234,766.34	
	GOV OF CANADA	50,000.00	41,555.72	
	カナダドル 小計	6,550,000.00	6,207,553.93 (645,833,910)	
メキシコペソ	UNITED MEXICAN STATE	2,220,000.00	2,188,936.80	
	UNITED MEXICAN STATE	2,410,000.00	2,303,385.11	
	UNITED MEXICAN STATE	3,830,000.00	3,777,598.24	
	UNITED MEXICAN STATE	3,330,000.00	3,300,536.62	
	UNITED MEXICAN STATE	3,700,000.00	3,666,767.85	
	UNITED MEXICAN STATE	4,230,000.00	3,986,091.47	
	UNITED MEXICAN STATE	1,100,000.00	989,591.27	
	UNITED MEXICAN STATE	3,520,000.00	3,158,012.35	
	UNITED MEXICAN STATE	260,000.00	236,284.41	
	UNITED MEXICAN STATE	850,000.00	884,854.70	
	UNITED MEXICAN STATE	2,830,000.00	2,566,361.78	
	UNITED MEXICAN STATE	2,880,000.00	2,350,197.53	
	UNITED MEXICAN STATE	2,980,000.00	2,441,099.30	
	UNITED MEXICAN STATE	2,260,000.00	1,828,966.08	
	メキシコペソ 小計	36,400,000.00	33,678,683.51 (250,528,990)	
ユーロ	GOV OF AUSTRIA	100,000.00	100,253.25	
	GOV OF AUSTRIA	40,000.00	39,413.39	
	GOV OF AUSTRIA	170,000.00	165,732.91	
	GOV OF AUSTRIA	130,000.00	141,739.06	
	GOV OF AUSTRIA	90,000.00	87,079.77	
	GOV OF AUSTRIA	130,000.00	121,083.43	
	GOV OF AUSTRIA	140,000.00	131,751.90	
	GOV OF AUSTRIA	60,000.00	61,604.07	
	GOV OF AUSTRIA	60,000.00	53,815.41	
	GOV OF AUSTRIA	60,000.00	63,087.36	
	GOV OF AUSTRIA	90,000.00	78,169.99	
	GOV OF AUSTRIA	210,000.00	187,749.03	
	GOV OF AUSTRIA	100,000.00	101,053.65	

GOV OF AUSTRIA	90,000.00	90,267.12
GOV OF AUSTRIA	160,000.00	153,978.32
GOV OF AUSTRIA	60,000.00	59,899.99
GOV OF AUSTRIA	10,000.00	7,248.46
GOV OF AUSTRIA	150,000.00	164,309.55
GOV OF AUSTRIA	40,000.00	39,512.35
GOV OF AUSTRIA	40,000.00	23,988.94
GOV OF AUSTRIA	100,000.00	96,066.00
GOV OF AUSTRIA	110,000.00	76,862.50
GOV OF AUSTRIA	40,000.00	29,397.12
GOV OF AUSTRIA	70,000.00	37,737.50
GOV OF AUSTRIA	60,000.00	55,379.05
GOV OF AUSTRIA	40,000.00	41,722.82
GOV OF AUSTRIA	10,000.00	3,667.52
GOV OF AUSTRIA	50,000.00	16,171.75
GOV OF AUSTRIA	64,000.00	39,572.60
GOV OF AUSTRIA	50,000.00	24,702.37
GOV OF BELGIUM	140,000.00	138,789.48
GOV OF BELGIUM	190,000.00	185,805.37
GOV OF BELGIUM	90,000.00	85,923.69
GOV OF BELGIUM	240,000.00	262,660.20
GOV OF BELGIUM	160,000.00	154,028.96
GOV OF BELGIUM	50,000.00	47,408.35
GOV OF BELGIUM	40,000.00	40,639.32
GOV OF BELGIUM	110,000.00	97,946.58
GOV OF BELGIUM	180,000.00	164,400.30
GOV OF BELGIUM	150,000.00	127,173.75
GOV OF BELGIUM	90,000.00	97,324.65
GOV OF BELGIUM	220,000.00	186,693.10
GOV OF BELGIUM	130,000.00	116,066.66
GOV OF BELGIUM	10,000.00	10,110.56
GOV OF BELGIUM	110,000.00	110,323.40
GOV OF BELGIUM	100,000.00	98,608.50
GOV OF BELGIUM	230,000.00	267,867.20
GOV OF BELGIUM	30,000.00	29,979.87
GOV OF BELGIUM	50,000.00	40,933.68
GOV OF BELGIUM	50,000.00	42,267.90
GOV OF BELGIUM	110,000.00	101,788.22
GOV OF BELGIUM	100,000.00	63,652.50
GOV OF BELGIUM	190,000.00	205,522.43
GOV OF BELGIUM	50,000.00	48,610.56
GOV OF BELGIUM	110,000.00	110,604.45
GOV OF BELGIUM	10,000.00	6,769.77

GOV OF BELGIUM	130,000.00	85,268.78	
GOV OF BELGIUM	90,000.00	52,043.17	
GOV OF BELGIUM	60,000.00	53,538.19	
GOV OF BELGIUM	90,000.00	82,877.04	
GOV OF BELGIUM	120,000.00	82,783.95	
GOV OF BELGIUM	10,000.00	6,299.06	
GOV OF BELGIUM	80,000.00	25,616.37	
GOV OF FINLAND	40,000.00	39,083.24	
GOV OF FINLAND	60,000.00	59,491.29	
GOV OF FINLAND	70,000.00	67,819.32	
GOV OF FINLAND	60,000.00	61,287.02	
GOV OF FINLAND	60,000.00	56,988.68	
GOV OF FINLAND	60,000.00	61,486.62	
GOV OF FINLAND	40,000.00	37,139.08	
GOV OF FINLAND	100,000.00	100,687.50	
GOV OF FINLAND	60,000.00	52,823.55	
GOV OF FINLAND	60,000.00	54,330.24	
GOV OF FINLAND	30,000.00	25,793.44	
GOV OF FINLAND	70,000.00	64,436.24	
GOV OF FINLAND	10,000.00	10,132.11	
GOV OF FINLAND	70,000.00	60,385.88	
GOV OF FINLAND	70,000.00	70,443.10	
GOV OF FINLAND	50,000.00	36,317.12	
GOV OF FINLAND	50,000.00	47,402.93	
GOV OF FINLAND	30,000.00	18,882.15	
GOV OF FINLAND	60,000.00	54,011.77	
GOV OF FINLAND	10,000.00	6,115.87	
GOV OF FINLAND	70,000.00	47,392.94	
GOV OF FINLAND	40,000.00	16,897.20	
GOV OF FINLAND	40,000.00	35,413.74	
GOV OF FRANCE	390,000.00	393,325.72	
GOV OF FRANCE	370,000.00	361,252.09	
GOV OF FRANCE	110,000.00	106,456.07	
GOV OF FRANCE	500,000.00	490,997.50	
GOV OF FRANCE	230,000.00	232,557.60	
GOV OF FRANCE	620,000.00	630,517.68	
GOV OF FRANCE	570,000.00	549,687.33	
GOV OF FRANCE	740,000.00	710,290.85	
GOV OF FRANCE	650,000.00	617,531.52	
GOV OF FRANCE	600,000.00	609,398.52	
GOV OF FRANCE	450,000.00	502,831.35	
GOV OF FRANCE	10,000.00	9,300.67	
GOV OF FRANCE	460,000.00	412,837.34	

GOV OF FRANCE	550,000.00	556,428.40	
GOV OF FRANCE	440,000.00	439,778.97	
GOV OF FRANCE	540,000.00	468,766.56	
GOV OF FRANCE	390,000.00	364,885.56	
GOV OF FRANCE	650,000.00	544,378.25	
GOV OF FRANCE	70,000.00	57,488.62	
GOV OF FRANCE	400,000.00	475,846.80	
GOV OF FRANCE	390,000.00	365,907.55	
GOV OF FRANCE	580,000.00	579,852.10	
GOV OF FRANCE	510,000.00	526,159.35	
GOV OF FRANCE	600,000.00	512,320.80	
GOV OF FRANCE	110,000.00	108,204.38	
GOV OF FRANCE	330,000.00	372,122.52	
GOV OF FRANCE	200,000.00	198,995.50	
GOV OF FRANCE	320,000.00	258,590.40	
GOV OF FRANCE	180,000.00	137,519.32	
GOV OF FRANCE	300,000.00	314,843.40	
GOV OF FRANCE	330,000.00	264,537.24	
GOV OF FRANCE	460,000.00	294,356.76	
GOV OF FRANCE	370,000.00	406,629.96	
GOV OF FRANCE	10,000.00	8,368.89	
GOV OF FRANCE	360,000.00	202,131.61	
GOV OF FRANCE	340,000.00	314,050.69	
GOV OF FRANCE	80,000.00	57,354.88	
GOV OF FRANCE	90,000.00	77,511.10	
GOV OF FRANCE	460,000.00	283,373.57	
GOV OF FRANCE	240,000.00	113,890.08	
GOV OF FRANCE	180,000.00	83,083.77	
GOV OF FRANCE	270,000.00	223,155.40	
GOV OF FRANCE	250,000.00	248,747.62	
GOV OF FRANCE	70,000.00	60,380.77	
GOV OF FRANCE	60,000.00	56,602.74	
GOV OF FRANCE	230,000.00	226,645.99	
GOV OF FRANCE	220,000.00	119,267.68	
GOV OF FRANCE	60,000.00	17,040.90	
GOV OF GERMANY	250,000.00	252,897.50	
GOV OF GERMANY	10,000.00	9,795.65	
GOV OF GERMANY	210,000.00	212,539.42	
GOV OF GERMANY	270,000.00	263,757.26	
GOV OF GERMANY	200,000.00	200,738.60	
GOV OF GERMANY	350,000.00	341,455.97	
GOV OF GERMANY	250,000.00	242,016.62	
GOV OF GERMANY	140,000.00	153,700.91	

GOV OF GERMANY	330,000.00	321,132.90	
GOV OF GERMANY	80,000.00	79,166.49	
GOV OF GERMANY	240,000.00	229,830.48	
GOV OF GERMANY	170,000.00	186,519.32	
GOV OF GERMANY	370,000.00	357,391.23	
GOV OF GERMANY	160,000.00	161,674.96	
GOV OF GERMANY	190,000.00	206,481.07	
GOV OF GERMANY	320,000.00	304,149.76	
GOV OF GERMANY	50,000.00	50,801.85	
GOV OF GERMANY	260,000.00	243,765.60	
GOV OF GERMANY	330,000.00	310,577.10	
GOV OF GERMANY	240,000.00	241,094.44	
GOV OF GERMANY	390,000.00	359,124.57	
GOV OF GERMANY	50,000.00	50,957.97	
GOV OF GERMANY	90,000.00	90,211.18	
GOV OF GERMANY	210,000.00	248,491.95	
GOV OF GERMANY	260,000.00	236,256.54	
GOV OF GERMANY	100,000.00	101,398.00	
GOV OF GERMANY	450,000.00	404,000.19	
GOV OF GERMANY	80,000.00	71,849.62	
GOV OF GERMANY	240,000.00	242,987.87	
GOV OF GERMANY	250,000.00	293,607.05	
GOV OF GERMANY	270,000.00	239,052.87	
GOV OF GERMANY	10,000.00	8,731.52	
GOV OF GERMANY	350,000.00	300,953.45	
GOV OF GERMANY	320,000.00	307,117.44	
GOV OF GERMANY	140,000.00	139,194.64	
GOV OF GERMANY	350,000.00	354,284.70	
GOV OF GERMANY	320,000.00	312,904.64	
GOV OF GERMANY	290,000.00	343,184.69	
GOV OF GERMANY	300,000.00	301,777.94	
GOV OF GERMANY	150,000.00	149,109.41	
GOV OF GERMANY	100,000.00	77,335.50	
GOV OF GERMANY	290,000.00	216,530.09	
GOV OF GERMANY	210,000.00	236,567.52	
GOV OF GERMANY	230,000.00	185,016.48	
GOV OF GERMANY	240,000.00	278,529.52	
GOV OF GERMANY	50,000.00	61,247.17	
GOV OF GERMANY	70,000.00	66,948.78	
GOV OF GERMANY	210,000.00	218,114.29	
GOV OF GERMANY	340,000.00	315,770.31	
GOV OF GERMANY	370,000.00	340,151.91	
GOV OF GERMANY	150,000.00	105,948.30	

GOV OF GERMANY	420,000.00	197,771.15	
GOV OF GERMANY	130,000.00	61,355.54	
GOV OF GERMANY	140,000.00	62,000.61	
GOV OF GERMANY	320,000.00	243,740.64	
GOV OF GERMANY	110,000.00	83,918.23	
GOV OF GERMANY	160,000.00	142,125.86	
GOV OF GERMANY	100,000.00	96,012.07	
GOV OF IRELAND	110,000.00	109,138.48	
GOV OF IRELAND	80,000.00	77,584.80	
GOV OF IRELAND	90,000.00	87,381.96	
GOV OF IRELAND	110,000.00	105,710.90	
GOV OF IRELAND	90,000.00	90,480.12	
GOV OF IRELAND	10,000.00	8,903.46	
GOV OF IRELAND	80,000.00	75,546.12	
GOV OF IRELAND	100,000.00	85,363.75	
GOV OF IRELAND	40,000.00	33,908.92	
GOV OF IRELAND	50,000.00	45,103.18	
GOV OF IRELAND	40,000.00	39,013.95	
GOV OF IRELAND	60,000.00	46,914.15	
GOV OF IRELAND	60,000.00	51,779.73	
GOV OF IRELAND	50,000.00	33,199.25	
GOV OF IRELAND	40,000.00	38,250.85	
GOV OF IRELAND	70,000.00	56,566.58	
GOV OF IRELAND	110,000.00	75,453.97	
GOV OF ITALY	260,000.00	259,314.77	
GOV OF ITALY	130,000.00	130,328.44	
GOV OF ITALY	30,000.00	29,366.27	
GOV OF ITALY	380,000.00	389,237.23	
GOV OF ITALY	240,000.00	237,891.96	
GOV OF ITALY	230,000.00	226,328.56	
GOV OF ITALY	190,000.00	193,114.67	
GOV OF ITALY	160,000.00	157,587.20	
GOV OF ITALY	160,000.00	160,899.16	
GOV OF ITALY	40,000.00	41,186.12	
GOV OF ITALY	220,000.00	220,399.19	
GOV OF ITALY	50,000.00	48,846.27	
GOV OF ITALY	90,000.00	91,296.22	
GOV OF ITALY	320,000.00	353,584.00	
GOV OF ITALY	200,000.00	202,797.04	
GOV OF ITALY	280,000.00	279,499.78	
GOV OF ITALY	20,000.00	18,991.07	
GOV OF ITALY	210,000.00	217,159.42	
GOV OF ITALY	220,000.00	208,863.93	

GOV OF ITALY	60,000.00	62,858.13	
GOV OF ITALY	230,000.00	248,147.00	
GOV OF ITALY	180,000.00	183,397.59	
GOV OF ITALY	140,000.00	148,385.23	
GOV OF ITALY	160,000.00	149,349.60	
GOV OF ITALY	180,000.00	182,575.08	
GOV OF ITALY	80,000.00	82,643.47	
GOV OF ITALY	230,000.00	235,274.82	
GOV OF ITALY	70,000.00	71,285.86	
GOV OF ITALY	400,000.00	446,825.84	
GOV OF ITALY	20,000.00	21,101.64	
GOV OF ITALY	330,000.00	344,310.78	
GOV OF ITALY	200,000.00	188,805.40	
GOV OF ITALY	140,000.00	146,609.05	
GOV OF ITALY	100,000.00	91,634.12	
GOV OF ITALY	80,000.00	84,889.44	
GOV OF ITALY	240,000.00	226,396.80	
GOV OF ITALY	70,000.00	72,359.94	
GOV OF ITALY	250,000.00	224,082.62	
GOV OF ITALY	500,000.00	586,899.50	
GOV OF ITALY	220,000.00	191,559.38	
GOV OF ITALY	190,000.00	202,036.97	
GOV OF ITALY	130,000.00	131,076.27	
GOV OF ITALY	50,000.00	44,096.00	
GOV OF ITALY	300,000.00	275,510.47	
GOV OF ITALY	200,000.00	173,776.90	
GOV OF ITALY	230,000.00	220,333.38	
GOV OF ITALY	300,000.00	352,119.90	
GOV OF ITALY	110,000.00	119,119.05	
GOV OF ITALY	230,000.00	216,961.41	
GOV OF ITALY	110,000.00	118,466.75	
GOV OF ITALY	230,000.00	244,736.56	
GOV OF ITALY	120,000.00	124,135.92	
GOV OF ITALY	290,000.00	326,853.49	
GOV OF ITALY	100,000.00	102,931.71	
GOV OF ITALY	220,000.00	218,056.79	
GOV OF ITALY	140,000.00	146,790.56	
GOV OF ITALY	120,000.00	120,936.30	
GOV OF ITALY	180,000.00	145,751.40	
GOV OF ITALY	70,000.00	61,181.41	
GOV OF ITALY	330,000.00	341,308.93	
GOV OF ITALY	200,000.00	148,032.00	
GOV OF ITALY	10,000.00	10,298.06	

GOV OF ITALY	90,000.00	84,939.30	
GOV OF ITALY	170,000.00	154,762.05	
GOV OF ITALY	220,000.00	246,456.25	
GOV OF ITALY	60,000.00	61,291.86	
GOV OF ITALY	130,000.00	117,848.28	
GOV OF ITALY	270,000.00	301,232.25	
GOV OF ITALY	170,000.00	166,359.02	
GOV OF ITALY	20,000.00	14,855.30	
GOV OF ITALY	160,000.00	166,100.67	
GOV OF ITALY	180,000.00	194,477.94	
GOV OF ITALY	170,000.00	110,401.57	
GOV OF ITALY	160,000.00	138,865.68	
GOV OF ITALY	220,000.00	173,625.37	
GOV OF ITALY	190,000.00	168,427.48	
GOV OF ITALY	20,000.00	18,742.22	
GOV OF ITALY	190,000.00	136,831.35	
GOV OF ITALY	110,000.00	66,499.53	
GOV OF ITALY	100,000.00	66,001.20	
GOV OF ITALY	110,000.00	111,667.54	
GOV OF ITALY	120,000.00	117,422.47	
GOV OF ITALY	80,000.00	56,177.04	
GOV OF ITALY	70,000.00	40,984.30	
GOV OF NETHERLANDS	160,000.00	157,720.00	
GOV OF NETHERLANDS	150,000.00	145,725.60	
GOV OF NETHERLANDS	10,000.00	9,776.38	
GOV OF NETHERLANDS	150,000.00	163,759.05	
GOV OF NETHERLANDS	240,000.00	231,169.31	
GOV OF NETHERLANDS	60,000.00	55,705.08	
GOV OF NETHERLANDS	130,000.00	120,450.85	
GOV OF NETHERLANDS	80,000.00	81,024.09	
GOV OF NETHERLANDS	160,000.00	142,632.23	
GOV OF NETHERLANDS	120,000.00	103,893.08	
GOV OF NETHERLANDS	130,000.00	113,227.11	
GOV OF NETHERLANDS	170,000.00	169,560.97	
GOV OF NETHERLANDS	10,000.00	9,922.39	
GOV OF NETHERLANDS	140,000.00	137,703.30	
GOV OF NETHERLANDS	70,000.00	68,251.96	
GOV OF NETHERLANDS	200,000.00	221,569.00	
GOV OF NETHERLANDS	150,000.00	103,260.15	
GOV OF NETHERLANDS	10,000.00	7,021.07	
GOV OF NETHERLANDS	200,000.00	216,991.50	
GOV OF NETHERLANDS	40,000.00	40,724.58	
GOV OF NETHERLANDS	230,000.00	216,281.07	

GOV OF NETHERLANDS	230,000.00	101,294.07	
GOV OF NETHERLANDS	50,000.00	38,905.77	
GOV OF PORTUGAL	60,000.00	60,746.26	
GOV OF PORTUGAL	90,000.00	93,849.52	
GOV OF PORTUGAL	80,000.00	77,947.20	
GOV OF PORTUGAL	180,000.00	180,710.82	
GOV OF PORTUGAL	70,000.00	69,535.55	
GOV OF PORTUGAL	80,000.00	85,778.81	
GOV OF PORTUGAL	120,000.00	108,796.80	
GOV OF PORTUGAL	20,000.00	17,412.75	
GOV OF PORTUGAL	80,000.00	74,862.84	
GOV OF PORTUGAL	60,000.00	56,977.02	
GOV OF PORTUGAL	60,000.00	59,500.08	
GOV OF PORTUGAL	110,000.00	88,970.09	
GOV OF PORTUGAL	120,000.00	130,016.90	
GOV OF PORTUGAL	50,000.00	50,716.37	
GOV OF PORTUGAL	10,000.00	6,936.55	
GOV OF PORTUGAL	70,000.00	73,699.78	
GOV OF PORTUGAL	20,000.00	10,620.08	
GOV OF PORTUGAL	40,000.00	37,972.66	
GOV OF SPAIN	110,000.00	110,121.30	
GOV OF SPAIN	210,000.00	211,874.46	
GOV OF SPAIN	280,000.00	293,107.13	
GOV OF SPAIN	110,000.00	109,175.00	
GOV OF SPAIN	250,000.00	242,238.05	
GOV OF SPAIN	240,000.00	238,280.22	
GOV OF SPAIN	250,000.00	252,684.29	
GOV OF SPAIN	110,000.00	107,346.25	
GOV OF SPAIN	260,000.00	256,753.90	
GOV OF SPAIN	180,000.00	170,517.78	
GOV OF SPAIN	170,000.00	166,816.41	
GOV OF SPAIN	80,000.00	80,626.68	
GOV OF SPAIN	290,000.00	283,492.25	
GOV OF SPAIN	130,000.00	142,616.72	
GOV OF SPAIN	310,000.00	351,184.33	
GOV OF SPAIN	240,000.00	232,668.30	
GOV OF SPAIN	110,000.00	114,959.46	
GOV OF SPAIN	280,000.00	262,972.50	
GOV OF SPAIN	290,000.00	268,638.96	
GOV OF SPAIN	320,000.00	291,410.72	
GOV OF SPAIN	130,000.00	126,686.85	
GOV OF SPAIN	270,000.00	252,520.60	
GOV OF SPAIN	230,000.00	198,627.13	

	GOV OF SPAIN	70,000.00	71,661.68	
	GOV OF SPAIN	280,000.00	244,053.25	
	GOV OF SPAIN	100,000.00	87,034.85	
	GOV OF SPAIN	300,000.00	357,240.00	
	GOV OF SPAIN	230,000.00	225,339.91	
	GOV OF SPAIN	100,000.00	101,541.87	
	GOV OF SPAIN	280,000.00	267,821.54	
	GOV OF SPAIN	240,000.00	249,599.52	
	GOV OF SPAIN	120,000.00	121,558.38	
	GOV OF SPAIN	240,000.00	245,935.20	
	GOV OF SPAIN	240,000.00	212,075.63	
	GOV OF SPAIN	250,000.00	269,686.75	
	GOV OF SPAIN	140,000.00	104,068.30	
	GOV OF SPAIN	140,000.00	144,398.80	
	GOV OF SPAIN	250,000.00	285,617.25	
	GOV OF SPAIN	190,000.00	134,896.20	
	GOV OF SPAIN	250,000.00	279,594.37	
	GOV OF SPAIN	140,000.00	91,599.20	
	GOV OF SPAIN	70,000.00	66,500.73	
	GOV OF SPAIN	170,000.00	200,512.79	
	GOV OF SPAIN	230,000.00	197,864.40	
	GOV OF SPAIN	80,000.00	65,242.22	
	GOV OF SPAIN	260,000.00	138,964.41	
	GOV OF SPAIN	130,000.00	84,892.99	
	GOV OF SPAIN	140,000.00	137,859.96	
	GOV OF SPAIN	160,000.00	138,686.72	
	GOV OF SPAIN	20,000.00	9,178.95	
	ユーロ 小計	65,524,000.00	61,803,299.44 (10,051,688,620)	
英ポンド	UK TREASURY	130,000.00	124,206.83	
	UK TREASURY	280,000.00	280,576.88	
	UK TREASURY	340,000.00	338,608.98	
	UK TREASURY	240,000.00	227,343.14	
	UK TREASURY	160,000.00	161,629.84	
	UK TREASURY	150,000.00	136,290.18	
	UK TREASURY	190,000.00	191,731.09	
	UK TREASURY	230,000.00	233,278.07	
	UK TREASURY	180,000.00	167,421.14	
	UK TREASURY	140,000.00	149,916.50	
	UK TREASURY	180,000.00	159,084.23	
	UK TREASURY	320,000.00	320,615.80	
	UK TREASURY	180,000.00	157,825.80	
	UK TREASURY	160,000.00	161,578.29	

UK TREASURY	170,000.00	139,945.13
UK TREASURY	210,000.00	216,619.20
UK TREASURY	230,000.00	181,770.04
UK TREASURY	240,000.00	235,870.23
UK TREASURY	300,000.00	243,279.56
UK TREASURY	220,000.00	219,178.59
UK TREASURY	200,000.00	184,391.13
UK TREASURY	370,000.00	278,841.79
UK TREASURY	300,000.00	300,845.51
UK TREASURY	260,000.00	252,581.91
UK TREASURY	220,000.00	218,241.37
UK TREASURY	80,000.00	78,746.80
UK TREASURY	160,000.00	107,775.28
UK TREASURY	190,000.00	181,461.78
UK TREASURY	150,000.00	106,936.73
UK TREASURY	110,000.00	97,651.03
UK TREASURY	280,000.00	273,196.00
UK TREASURY	130,000.00	80,532.77
UK TREASURY	150,000.00	137,455.51
UK TREASURY	260,000.00	240,077.57
UK TREASURY	170,000.00	153,575.90
UK TREASURY	140,000.00	79,781.19
UK TREASURY	230,000.00	209,797.56
UK TREASURY	220,000.00	204,892.01
UK TREASURY	230,000.00	173,252.37
UK TREASURY	140,000.00	108,349.53
UK TREASURY	200,000.00	170,390.76
UK TREASURY	110,000.00	55,148.48
UK TREASURY	130,000.00	67,104.14
UK TREASURY	150,000.00	125,720.89
UK TREASURY	210,000.00	74,418.35
UK TREASURY	250,000.00	105,100.00
UK TREASURY	150,000.00	113,683.32
UK TREASURY	220,000.00	95,995.16
UK TREASURY	190,000.00	142,491.18
UK TREASURY	290,000.00	242,847.13
UK TREASURY	130,000.00	58,084.19
UK TREASURY	200,000.00	163,663.88
UK TREASURY	130,000.00	58,338.71
UK TREASURY	150,000.00	116,214.47
UK TREASURY	170,000.00	43,544.24
UK TREASURY	80,000.00	61,462.30
UK TREASURY	150,000.00	80,143.41

	UK TREASURY	180,000.00	124,508.37	
	UK TREASURY	100,000.00	38,926.70	
	UK TREASURY	120,000.00	37,992.00	
英ポンド 小計		11,550,000.00	9,490,930.94 (1,836,305,318)	
スウェーデンクローナ	GOV OF SWEDEN	810,000.00	799,834.50	
	GOV OF SWEDEN	740,000.00	716,061.00	
	GOV OF SWEDEN	250,000.00	236,637.50	
	GOV OF SWEDEN	550,000.00	489,474.56	
	GOV OF SWEDEN	530,000.00	531,817.90	
	GOV OF SWEDEN	580,000.00	555,048.40	
	GOV OF SWEDEN	290,000.00	286,019.75	
	GOV OF SWEDEN	380,000.00	421,220.50	
スウェーデンクローナ 小計		4,130,000.00	4,036,114.11 (60,582,072)	
ノルウェークローネ	GOV OF NORWAY	390,000.00	377,310.86	
	GOV OF NORWAY	490,000.00	467,041.66	
	GOV OF NORWAY	180,000.00	165,303.09	
	GOV OF NORWAY	490,000.00	432,012.78	
	GOV OF NORWAY	530,000.00	451,089.36	
	GOV OF NORWAY	490,000.00	434,937.72	
	GOV OF NORWAY	550,000.00	510,518.25	
	GOV OF NORWAY	320,000.00	309,454.56	
	GOV OF NORWAY	400,000.00	388,548.00	
	GOV OF NORWAY	170,000.00	158,851.48	
ノルウェークローネ 小計		4,010,000.00	3,695,067.76 (52,248,258)	
デンマーククローネ	GOV OF DENMARK	130,000.00	131,421.65	
	GOV OF DENMARK	580,000.00	564,180.17	
	GOV OF DENMARK	30,000.00	28,195.99	
	GOV OF DENMARK	790,000.00	688,557.08	
	GOV OF DENMARK	180,000.00	178,808.78	
	GOV OF DENMARK	1,250,000.00	1,510,674.37	
	GOV OF DENMARK	350,000.00	179,606.00	
デンマーククローネ 小計		3,310,000.00	3,281,444.04 (71,535,480)	
ポーランドズロチ	GOV OF POLAND	580,000.00	563,833.28	
	GOV OF POLAND	10,000.00	9,380.42	
	GOV OF POLAND	10,000.00	9,845.54	
	GOV OF POLAND	520,000.00	495,115.47	
	GOV OF POLAND	560,000.00	529,039.19	
	GOV OF POLAND	510,000.00	548,439.26	
	GOV OF POLAND	500,000.00	513,437.20	

	GOV OF POLAND	10,000.00	9,933.15	
	GOV OF POLAND	660,000.00	601,733.08	
	GOV OF POLAND	300,000.00	298,351.59	
	GOV OF POLAND	530,000.00	437,398.67	
	GOV OF POLAND	460,000.00	368,369.63	
	GOV OF POLAND	530,000.00	550,369.90	
	GOV OF POLAND	320,000.00	308,411.15	
	ポーランドズロチ 小計	5,500,000.00	5,243,657.53 (200,465,027)	
オーストラリアドル	GOV OF AUSTRALIA	90,000.00	86,640.30	
	GOV OF AUSTRALIA	220,000.00	225,456.00	
	GOV OF AUSTRALIA	230,000.00	226,372.90	
	GOV OF AUSTRALIA	220,000.00	212,568.40	
	GOV OF AUSTRALIA	140,000.00	136,599.40	
	GOV OF AUSTRALIA	330,000.00	326,531.70	
	GOV OF AUSTRALIA	60,000.00	57,875.40	
	GOV OF AUSTRALIA	230,000.00	217,697.30	
	GOV OF AUSTRALIA	230,000.00	198,041.50	
	GOV OF AUSTRALIA	270,000.00	235,483.20	
	GOV OF AUSTRALIA	170,000.00	141,375.40	
	GOV OF AUSTRALIA	250,000.00	207,742.50	
	GOV OF AUSTRALIA	80,000.00	67,822.40	
	GOV OF AUSTRALIA	260,000.00	265,891.60	
	GOV OF AUSTRALIA	200,000.00	182,300.00	
	GOV OF AUSTRALIA	350,000.00	335,562.50	
	GOV OF AUSTRALIA	50,000.00	49,786.50	
	GOV OF AUSTRALIA	190,000.00	177,266.20	
	GOV OF AUSTRALIA	220,000.00	190,414.40	
	GOV OF AUSTRALIA	50,000.00	49,231.00	
	GOV OF AUSTRALIA	170,000.00	167,081.10	
	GOV OF AUSTRALIA	160,000.00	148,638.40	
	GOV OF AUSTRALIA	120,000.00	102,687.60	
	GOV OF AUSTRALIA	70,000.00	54,156.90	
	GOV OF AUSTRALIA	160,000.00	117,608.00	
	GOV OF AUSTRALIA	220,000.00	113,955.60	
	GOV OF AUSTRALIA	10,000.00	9,460.10	
	オーストラリアドル 小計	4,750,000.00	4,304,246.30 (399,735,353)	
ニュージーランドドル	GOV OF NEWZEALAND	70,000.00	68,187.29	
	GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	81,682.69	
	GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	72,631.50	
	GOV OF NEWZEALAND	140,000.00	136,312.98	
	GOV OF NEWZEALAND	110,000.00	112,755.89	

	GOV OF NEWZEALAND	10,000.00	8,609.21	
	GOV OF NEWZEALAND	100,000.00	86,099.72	
	GOV OF NEWZEALAND	150,000.00	140,592.63	
	GOV OF NEWZEALAND	120,000.00	117,297.51	
	GOV OF NEWZEALAND	100,000.00	98,714.35	
	GOV OF NEWZEALAND	40,000.00	38,227.32	
	GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	64,599.71	
	GOV OF NEWZEALAND	60,000.00	37,786.06	
	GOV OF NEWZEALAND	30,000.00	19,024.22	
	GOV OF NEWZEALAND	50,000.00	46,936.74	
	ニュージーランドドル 小計	1,220,000.00	1,129,457.82 (96,636,411)	
シンガポールドル	GOV OF SINGAPORE	40,000.00	40,035.67	
	GOV OF SINGAPORE	70,000.00	69,254.66	
	GOV OF SINGAPORE	70,000.00	71,781.15	
	GOV OF SINGAPORE	40,000.00	40,772.00	
	GOV OF SINGAPORE	60,000.00	61,020.00	
	GOV OF SINGAPORE	80,000.00	82,040.00	
	GOV OF SINGAPORE	20,000.00	20,670.00	
	GOV OF SINGAPORE	100,000.00	102,950.00	
	GOV OF SINGAPORE	50,000.00	51,735.00	
	GOV OF SINGAPORE	50,000.00	48,150.00	
	GOV OF SINGAPORE	40,000.00	40,672.00	
	GOV OF SINGAPORE	90,000.00	96,228.00	
	GOV OF SINGAPORE	30,000.00	32,130.00	
	GOV OF SINGAPORE	100,000.00	97,700.00	
	GOV OF SINGAPORE	10,000.00	9,773.40	
	GOV OF SINGAPORE	60,000.00	61,620.00	
	GOV OF SINGAPORE	100,000.00	102,433.50	
	GOV OF SINGAPORE	10,000.00	8,730.00	
	GOV OF SINGAPORE	50,000.00	42,950.00	
	GOV OF SINGAPORE	30,000.00	33,873.60	
	GOV OF SINGAPORE	60,000.00	65,310.00	
	シンガポールドル 小計	1,160,000.00	1,179,828.98 (131,173,385)	
マレーシアリングット	GOV OF MALAYSIA	10,000.00	10,103.07	
	GOV OF MALAYSIA	190,000.00	192,563.63	
	GOV OF MALAYSIA	410,000.00	413,557.28	
	GOV OF MALAYSIA	280,000.00	285,366.62	
	GOV OF MALAYSIA	30,000.00	30,285.41	
	GOV OF MALAYSIA	150,000.00	152,383.60	
	GOV OF MALAYSIA	180,000.00	188,273.16	
	GOV OF MALAYSIA	210,000.00	214,943.06	

	GOV OF MALAYSIA	290,000.00	305,941.73	
	GOV OF MALAYSIA	90,000.00	86,441.42	
	GOV OF MALAYSIA	250,000.00	261,134.60	
	GOV OF MALAYSIA	210,000.00	211,966.56	
	GOV OF MALAYSIA	190,000.00	194,296.31	
	GOV OF MALAYSIA	10,000.00	10,817.27	
	GOV OF MALAYSIA	300,000.00	306,260.01	
	GOV OF MALAYSIA	250,000.00	264,510.17	
	GOV OF MALAYSIA	260,000.00	286,903.96	
	GOV OF MALAYSIA	100,000.00	112,110.80	
	GOV OF MALAYSIA	280,000.00	280,161.98	
	GOV OF MALAYSIA	270,000.00	299,157.16	
	GOV OF MALAYSIA	140,000.00	159,304.46	
	GOV OF MALAYSIA	130,000.00	144,378.20	
	GOV OF MALAYSIA	190,000.00	216,331.30	
	GOV OF MALAYSIA	230,000.00	231,385.40	
	GOV OF MALAYSIA	140,000.00	149,335.11	
	マレーシアリングット 小計	4,790,000.00	5,007,912.27 (169,103,175)	
中国元	GOV OF CHINA	2,760,000.00	2,783,868.20	
	GOV OF CHINA	3,300,000.00	3,369,691.05	
	GOV OF CHINA	30,000.00	30,071.07	
	GOV OF CHINA	4,350,000.00	4,417,765.17	
	GOV OF CHINA	4,430,000.00	4,468,049.27	
	GOV OF CHINA	4,850,000.00	4,841,664.10	
	GOV OF CHINA	2,340,000.00	2,371,679.85	
	GOV OF CHINA	320,000.00	328,924.67	
	GOV OF CHINA	400,000.00	397,454.46	
	GOV OF CHINA	1,840,000.00	1,867,250.21	
	GOV OF CHINA	3,820,000.00	3,856,683.07	
	GOV OF CHINA	2,740,000.00	2,792,051.78	
	GOV OF CHINA	1,150,000.00	1,203,246.03	
	GOV OF CHINA	450,000.00	453,216.78	
	GOV OF CHINA	3,820,000.00	3,931,339.24	
	GOV OF CHINA	3,820,000.00	3,893,807.36	
	GOV OF CHINA	3,920,000.00	3,931,628.68	
	GOV OF CHINA	2,370,000.00	2,419,226.55	
	GOV OF CHINA	2,230,000.00	2,227,511.54	
	GOV OF CHINA	3,630,000.00	3,807,157.06	
	GOV OF CHINA	1,900,000.00	1,956,916.78	
	GOV OF CHINA	1,200,000.00	1,198,427.42	
	GOV OF CHINA	3,890,000.00	4,013,966.13	
	GOV OF CHINA	1,080,000.00	1,129,620.92	

GOV OF CHINA	2,200,000.00	2,359,018.64
GOV OF CHINA	1,510,000.00	1,550,803.82
GOV OF CHINA	2,090,000.00	2,154,568.25
GOV OF CHINA	2,210,000.00	2,312,825.32
GOV OF CHINA	3,360,000.00	3,472,561.68
GOV OF CHINA	1,900,000.00	2,022,719.67
GOV OF CHINA	2,320,000.00	2,387,765.80
GOV OF CHINA	2,650,000.00	2,773,725.85
GOV OF CHINA	3,470,000.00	3,533,692.54
GOV OF CHINA	30,000.00	32,243.58
GOV OF CHINA	1,700,000.00	1,779,657.75
GOV OF CHINA	4,300,000.00	4,359,667.66
GOV OF CHINA	2,470,000.00	2,578,087.44
GOV OF CHINA	40,000.00	40,361.02
GOV OF CHINA	3,270,000.00	3,445,963.60
GOV OF CHINA	6,900,000.00	7,296,984.60
GOV OF CHINA	3,180,000.00	3,347,896.05
GOV OF CHINA	2,800,000.00	2,940,957.32
GOV OF CHINA	2,620,000.00	2,753,484.28
GOV OF CHINA	3,350,000.00	3,667,866.76
GOV OF CHINA	3,080,000.00	3,233,514.90
GOV OF CHINA	600,000.00	621,899.34
GOV OF CHINA	3,520,000.00	3,811,426.08
GOV OF CHINA	2,300,000.00	2,365,311.26
GOV OF CHINA	1,350,000.00	1,369,606.05
GOV OF CHINA	2,040,000.00	2,195,976.56
GOV OF CHINA	1,200,000.00	1,188,674.92
GOV OF CHINA	620,000.00	663,158.07
GOV OF CHINA	4,700,000.00	4,752,509.81
GOV OF CHINA	1,870,000.00	2,009,681.52
GOV OF CHINA	1,930,000.00	2,066,074.65
GOV OF CHINA	2,900,000.00	3,086,980.11
GOV OF CHINA	1,450,000.00	1,564,963.68
GOV OF CHINA	220,000.00	239,226.98
GOV OF CHINA	3,020,000.00	3,235,731.28
GOV OF CHINA	3,560,000.00	3,776,315.21
GOV OF CHINA	3,720,000.00	3,996,261.70
GOV OF CHINA	3,090,000.00	3,245,196.48
GOV OF CHINA	450,000.00	470,334.06
GOV OF CHINA	4,860,000.00	5,016,539.14
GOV OF CHINA	3,950,000.00	3,918,599.46
GOV OF CHINA	1,960,000.00	2,722,870.41
GOV OF CHINA	2,380,000.00	3,228,102.76

		GOV OF CHINA	2,440,000.00	3,100,779.08	
		GOV OF CHINA	1,090,000.00	1,493,993.45	
		GOV OF CHINA	1,340,000.00	1,811,743.38	
		GOV OF CHINA	1,680,000.00	2,206,450.34	
		GOV OF CHINA	1,360,000.00	1,735,943.57	
		GOV OF CHINA	80,000.00	98,899.14	
		GOV OF CHINA	1,450,000.00	1,820,845.91	
		GOV OF CHINA	3,000,000.00	3,709,280.39	
	中国元 小計		180,220,000.00	191,258,958.71 (3,799,894,739)	
	イスラエルシュケル	GOV OF ISRAEL	220,000.00	233,931.80	
		GOV OF ISRAEL	230,000.00	221,572.31	
		GOV OF ISRAEL	90,000.00	91,034.42	
		GOV OF ISRAEL	310,000.00	294,882.46	
		GOV OF ISRAEL	260,000.00	257,106.26	
		GOV OF ISRAEL	420,000.00	359,921.33	
		GOV OF ISRAEL	330,000.00	268,822.46	
		GOV OF ISRAEL	220,000.00	211,199.52	
		GOV OF ISRAEL	10,000.00	7,108.20	
		GOV OF ISRAEL	370,000.00	404,604.99	
		GOV OF ISRAEL	250,000.00	212,509.93	
		GOV OF ISRAEL	170,000.00	116,612.80	
	イスラエルシュケル 小計		2,880,000.00	2,679,306.48 (106,279,782)	
合計			33,062,757,086 (33,062,757,086)		

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 250銘柄	100.0%	45.8%
カナダドル	国債証券 39銘柄	100.0%	2.0%
メキシコペソ	国債証券 14銘柄	100.0%	0.8%
ユーロ	国債証券 384銘柄	100.0%	30.4%
英ポンド	国債証券 60銘柄	100.0%	5.6%
スウェーデンクローナ	国債証券 8銘柄	100.0%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 10銘柄	100.0%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券 7銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 14銘柄	100.0%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券 27銘柄	100.0%	1.2%
ニュージーランドドル	国債証券 15銘柄	100.0%	0.3%
シンガポールドル	国債証券 21銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券 25銘柄	100.0%	0.5%
中国元	国債証券 75銘柄	100.0%	11.5%

イスラエルシェケル	国債証券	12銘柄	100.0%	0.3%
-----------	------	------	--------	------

（注）時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 5月30日現在です。

【Smart-i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	7,097,810,479円
II 負債総額	16,153,914円
III 純資産総額（I－II）	7,081,656,565円
IV 発行済口数	5,483,502,073口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2914円

（参考）

RM先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	34,537,130,401円
II 負債総額	325,874,588円
III 純資産総額（I－II）	34,211,255,813円
IV 発行済口数	26,991,251,822口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2675円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年5月末現在

資本金の額	1,000,000,000円
発行可能株式総数	3,960,000株
発行済株式総数	3,960,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2025年5月末現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

○DO：実行

- ・運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK：検証→ACTION：改善

- ・法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立したリスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2025年5月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	184	2,079,707
単位型株式投資信託	9	43,519
単位型公社債投資信託	13	28,449
合計	206	2,151,677

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	13,119,743	13,463,687
有価証券	—	2,132
前払費用	370,082	412,495
未収入金	251	90,806
未収委託者報酬	1,130,264	1,429,034
未収運用受託報酬	3,192,978	3,357,276
未収投資助言報酬	528,962	535,632
流動資産計	18,342,282	19,291,065
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	10,220	9,385
器具備品 ※1	29,165	25,258
有形固定資産計	39,386	34,643
無形固定資産		
ソフトウェア	8,159	5,764
ソフトウェア仮勘定	—	225,335
無形固定資産計	8,159	231,100
投資その他の資産		
投資有価証券	106,647	1,357,816
繰延税金資産	143,330	164,041
投資その他の資産計	249,977	1,521,857
固定資産計	297,523	1,787,601
資産合計	18,639,805	21,078,667

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	334,583	458,232
その他未払金	323,811	468,441
未払費用	120,123	125,601
未払法人税等	963,350	1,000,699
未払消費税等	192,864	205,912
預り金	3,404	3,842
賞与引当金	299,790	314,808
流動負債計	2,237,928	2,577,537
負債合計	2,237,928	2,577,537
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		

資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14,907,622	16,994,977
利益剰余金計	14,907,622	16,994,977
株主資本計	16,397,622	18,484,977
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,254	16,152
評価・換算差額等計	4,254	16,152
純資産合計	16,401,876	18,501,129
負債・純資産合計	18,639,805	21,078,667

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,305,650	6,664,589
運用受託報酬	5,754,081	6,119,518
投資助言報酬	1,007,903	1,032,904
営業収益計	12,067,636	13,817,012
営業費用		
支払手数料	1,449,655	2,041,637
広告宣伝費	171,443	175,934
調査費		
調査費	2,013,532	2,419,886
委託調査費	119,505	119,565
委託計算費	276,698	167,552
事務委託費	39,175	42,057
営業雑経費		
印刷費	134,495	145,756
協会費	14,633	15,214
販売促進費	7,194	9,360
その他	90,318	108,293
営業費用計	4,316,653	5,245,260
一般管理費		
給料		
役員報酬	136,596	153,108
給料・手当	1,452,513	1,550,266
賞与	234,518	240,360
賞与引当金繰入額	299,790	314,808
旅費交通費	39,740	55,491
租税公課	95,998	106,058
不動産賃借料	124,318	152,256
固定資産減価償却費	17,438	16,396
諸経費	311,828	427,562
一般管理費計	2,712,744	3,016,309
営業利益	5,038,238	5,555,441
営業外収益		
受取利息	6,811	12,185
受取配当金	162	258
投資有価証券売却益	2,000	2,798
為替差益	50,481	1,831
雑収入	3,233	4,861
営業外収益計	62,688	21,934
営業外費用		
投資有価証券売却損	15	16,443
雑損失	2,326	748
営業外費用計	2,341	17,192

経常利益	5,098,585	5,560,184
税引前当期純利益	5,098,585	5,560,184
法人税、住民税及び事業税	1,593,680	1,732,891
法人税等調整額	△27,504	△26,261
法人税等計	1,566,175	1,706,629
当期純利益	3,532,410	3,853,554

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212
当期変動額						
当期純利益				3,532,410	3,532,410	3,532,410
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	3,532,410	3,532,410	3,532,410
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△364	△364	12,864,847
当期変動額			
当期純利益			3,532,410
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,618	4,618	4,618
当期変動額合計	4,618	4,618	3,537,028
当期末残高	4,254	4,254	16,401,876

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622
当期変動額						
剰余金の配当				△1,766,199	△1,766,199	△1,766,199
当期純利益				3,853,554	3,853,554	3,853,554
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	2,087,354	2,087,354	2,087,354
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	16,994,977	16,994,977	18,484,977

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,254	4,254	16,401,876
当期変動額			
剰余金の配当			△1,766,199
当期純利益			3,853,554

株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	11,898	11,898	11,898
当期変動額合計	11,898	11,898	2,099,252
当期末残高	16,152	16,152	18,501,129

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）グループ通算制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを通算親法人とするグループ企業内の通算子法人として、グループ通算制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	4,201千円	5,537千円
器具備品	52,832千円	65,499千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

(1) 当会計年度中の配当金支払額

2024年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 1,766,199千円
- ② 1株当たり配当額 446.01円
- ③ 配当原資 利益剰余金
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年5月28日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当会計年度の末日後となるもの。

2025年5月27日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	1,926	486.55	利益剰余金	2025年3月31日	2025年5月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	106,647	106,647	—
資産計	106,647	106,647	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	68,696	6,973	3,974
合計	—	68,696	6,973	3,974

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	2,132	2,132	—
投資有価証券	1,357,816	1,357,816	—
資産計	1,359,948	1,359,948	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの その他	2,132	463,709	8,988	1,260

合計	2,132	463,709	8,988	1,260
----	-------	---------	-------	-------

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	106,647	—	106,647
資産計	—	106,647	—	106,647

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 投資信託	—	2,132	—	2,132
投資有価証券 投資信託	—	1,357,816	—	1,357,816
資産計	—	1,359,948	—	1,359,948

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	50,401	41,986	8,415
	小計	50,401	41,986	8,415
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	56,245	58,529	△2,283
	小計	56,245	58,529	△2,283
合計		106,647	100,515	6,132

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	751,998	704,989	47,008
	小計	751,998	704,989	47,008
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	607,950	631,378	△23,427
	小計	607,950	631,378	△23,427
合計		1,359,948	1,336,367	23,581

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	12,985	2,000	15
合計	12,985	2,000	15

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	1,465,354	2,798	16,443
合計	1,465,354	2,798	16,443

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	91,795千円	96,394千円
未払事業所税	1,738千円	1,802千円
未払事業税	47,887千円	49,844千円
未確定債務	769千円	784千円
減価償却超過額	3,016千円	22,643千円
その他有価証券評価差額金	699千円	7,381千円
繰延税金資産小計	145,906千円	178,851千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	145,906千円	178,851千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,576千円	14,810千円
繰延税金負債合計	2,576千円	14,810千円
繰延税金資産の純額	143,330千円	164,041千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.07%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.72%

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01%
税率変更	0.01%
住民税均等割	0.07%
その他	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.69%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.51%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が252千円増加、法人税等調整額が460千円、その他有価証券評価差額金が208千円それぞれ減少しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。
2. 収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. セグメント情報
当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報
 - （1）製品及びサービスごとの情報
単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - （2）地域ごとの情報
 - ①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。
 - ②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - （3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	6,148,663

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. セグメント情報
当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
2. 関連情報
 - （1）製品及びサービスごとの情報
単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - （2）地域ごとの情報
 - ①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。
 - ②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - （3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	6,509,510

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社 の子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注1)	5,325,355	未収運用 受託報酬	2,985,561
							投資助言 報酬 (注2)	823,308	未収投資 助言報酬	463,233
							支払手数料 (注3)	964,675	未払 手数料	215,271

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

（注2）投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

（注3）投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社 の子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注1)	5,643,261	未収運用 受託報酬	3,103,703
							投資助言 報酬 (注2)	866,248	未収投資 助言報酬	475,542
							支払手数料 (注3)	1,307,500	未払 手数料	285,300

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

（注2）投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

（注3）投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	4,141円89銭	4,672円00銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失(△)	892円02銭	973円12銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	3,532,410	3,853,554
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	3,532,410	3,853,554
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,960,000	3,960,000

（重要な後発事象）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
moomoo証券株式会社	5,869百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年 8月27日	有価証券届出書
2024年 8月27日	有価証券報告書
2025年 2月27日	有価証券届出書
2025年 2月27日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月4日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている Smart-i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）の2024年5月28日から2025年5月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Smart-i 先進国債券インデックス（為替ヘッジなし）の2025年5月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。